

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議録

開催回数	第 5 回				
開催年月日	平成 25 年 8 月 25 日 (日)				
開催時間	13:00～16:54				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 堀本 桂 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			玉野 辰弘 山本 博久
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	岩崎 良信
		印西CC	技術班 技術班 技術班	工場長 主 幹 主 幹 副主幹 主 査 副主査	大須賀 利明 高橋 康夫 鳥羽 洋志 土屋 茂巳 鈴川 昭夫 川砂 智行
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課		課 長	川嶋 一郎
		白井市環境建設部環境課		課 長	藤咲 克己
		栄町環境課		課 長	岩崎 正行
	コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		課 長	朝日 大輔

※岩井委員：次第4から途中出席

※傍聴人：17人

次第		頁
1	開会	3
2	会議録について（第4回会議）	3
3	ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について	4
4	組合議会に関する報告について	5
5	事業推進手法の比較①－6（広報の方法について）	9
6	事業推進手法の比較①－7－1（住民意見等の確認について）	13
7	事業推進手法の比較②－2（比較対象地の抽出手法について）	23
8	事業推進手法の比較②－5－1（用地の比較評価項目等について）	43
9	その他	49
10	閉会	58

次第1 開会

川砂智行（事務局：副主査）

只今から、印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第5回会議を開会します。

開会にあたり、委員長のご挨拶をお願いします。

寺嶋均（委員長）

皆さん、こんにちは。

常々感じていることですが、他の市町村等で行われている、こうした公募委員の入った委員会とは違い、この用地検討委員会は、活発な議論が行われ、高い評価をしているところです。

本日もご審議の程、よろしくをお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

ありがとうございました。

それでは、以後の会議進行を委員長にお願いします。

寺嶋均（委員長）

議題に入る前に、本日、第5回会議の会議録署名委員の指名を行います。

席順でお願いしているところですが、今回は、黒須委員と玉野委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次第2 会議録について（第4回会議）

寺嶋均（委員長）

次第の2番、「第4回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

第4回会議の会議録をご覧ください。

この会議録は、事前に皆様へメールにより提出していますが、修正などが必要な部分がありましたら、8月30日までに、事務局までご連絡ください。

その後、委員長と会議録署名委員に署名をいただきましたら、速やかに組合ホームページにて、公開します。

寺嶋均（委員長）

事務局の説明が終わりました。

意見、質問等がありますか。

（「なし」との発言あり）

次第3 ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について

寺嶋均（委員長）

次第の3番、「ごみ処理基本計画検討委員会の進捗状況の報告について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

高橋康夫（事務局：主幹）

参考資料の①をご覧ください。

前回の第4回会議にて、今後、ごみ処理基本計画検討委員会の大きな議事及び協議結果を報告する運びとなり、この概要資料を提出するものです。

内容は記載のとおりですので、説明は省かせていただきます。

今後も、このような形で報告をしたいと思えます。

寺嶋均（委員長）

質問等がありましたら、お願いします。

柴田圭子（委員）

用地検討委員会の前回会議で、基本構想がある程度見えてこない、用地検討が非常に進みにくいということで、至急、ごみ処理基本計画検討委員会へ諮っていただくことになっていたと思えます。

本日は、その報告があるものと思っていたのですが。

高橋康夫（事務局：主幹）

用地検討委員会の前回会議は7月28日に開催しましたが、その後、ごみ処理基本計画検討委員会の会議は開催していません。

9月8日に、ごみ処理基本計画検討委員会の次回会議が開催されますので、そこで、議論を始めることとなります。

柴田圭子（委員）

委員長同士でお話し合いしていただいて、至急、ごみ処理基本計画検討委員会のほうでまとめて、用地検討委員会へ提出しますということを聞いていましたが、やはり、会議を開催しなければ正式な決定が出来ないので、一切、用地検討委員会へは示すことが出来ませんという解釈でよろしいですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

当然、ごみ処理基本計画検討委員会の会議での協議になりますので、その結果が出次第、報告する予定です。

早急に検討していただきたい意向は伝えてありますので、9月8日の会議から検討を始め、早急にまとめるものということで、予定しています。

柴田圭子（委員）

確認ですが、9月8日に決定したら、速やかに用地検討委員会に報告があると考えてよろしいですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

当然、内容がまとまれば報告します。

また、検討途中であっても、その内容を報告する予定です。

柴田圭子（委員）

ごみ処理基本計画検討委員会に伝えていただきたいのですが、出来たら、9月8日に決定していただいて、用地検討委員会に速やかに報告してください。

報告を受けた後、用地検討委員会での検討は、絶対に必要になるので、皆さんの了解をいただいた上で、直ぐに会議開催の日程を組んで貰いたいと思います。

寺嶋均（委員長）

結論を急いでいただくことが、第1かと思いますが、ごみ処理基本計画検討委員会で、基本構想なるものの審議結果を用地検討委員会に報告いただき、事務局は、用地選定委員会の次の日程設定をそれに合わせて検討することで、よろしく願います。

その他、何かありますか。

（「なし」との発言あり）

ないようでしたら、本日は、かなり審議事項が多いので、先に進めます。

次第4 組合議会に関する報告について

寺嶋均（委員長）

次第の4番、「組合議会に関する報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

大須賀利明（事務局：工場長）

8月8日に組合議会の臨時会が開催され、新たに設置された2つの検討委員会についての質疑応答及び臨時会終了後に全員協議会が開催され、事務局から両検討委員会の進捗状況を説明しましたので、合わせて報告します。

なお、報告は、用地検討委員会の内容に限らせていただきます。

先ず、検討委員会の議事が、当初予定から遅れていることに関連した質問がありました。

回答としては、4月から4回の会議が開催され、次期処理施設の過去の経緯について、委員の皆様のご共通認識を得るために、時間を割いてでも行う必要があったこと、また、検討委員会の運営方法の整理や、過去の経緯以外にも必要な情報共有を図ることなどを管理者から答弁し、議員の皆様のご理解を求めたところです。

次に、全員協議会ですが、参考資料②をご覧ください。

この資料は、全員協議会で配布した資料と同じものです。

4回までの会議内容について、3つの分野に色分けしています。

ピンクは、検討委員会の組織・運営で、青色は、比較対象地の抽出・評価、緑色は、調査についてで、過去4回の会議での協議事項を説明しました。

また、専門部会の設置案にも触れ、基本的な内容としては、ごみ処理基本計画検討委員会

がまとめるとの結論から、用地検討委員会としては、青色の比較対象地の抽出・評価に特化し、今後、進めることを共通認識としていると説明しました。

また、事業推進手法は、前回計画における用地選定の説明不足などの指摘を踏まえ、住民との合意形成を慎重に進めることを確認した旨、合わせて報告しました。

寺嶋均（委員長）

事務局から説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら、お願いします。

藤森義韶（委員）

臨時会と全員協議会を傍聴しました。

議員の皆さん方は、一生懸命審議されていることは分かりましたが、現状をどう捉えているかということについて、やはり認識が甘いなということをつくづく感じました。

検討委員会による審議が非常に遅れており、不十分で無駄な審議をしているのだとか、検討委員会の経費の問題にまで触れ、いわゆる費用の無駄使いだとした発言がありました。

費用の無駄使いは何を差しているかということ、委員の報酬を差していると思いますが、そうした発言を聞いた際、私は呆れかえりました。

これは、委員として、このまま放置出来ないと思いました。

そういう議員さんがいることを皆さんに認識しておいて貰いたいと思います。

また、議員さん方自身も、用地検討委員会の会議を傍聴しているのだから、我々の審議内容を分かっているはずですが、そうした発言が出るということ自体、私は非常に遺憾に感じます。

寺嶋均（委員長）

藤森委員は、臨時会と全員協議会を傍聴したのですか。

藤森義韶（委員）

傍聴しました。

議事録を詳細にメモしており、全て説明すると時間が掛かりますが、要は、スケジュールが遅れている理由を議員さん方は掴んでいません。

過去の経緯などは、どうしても良いというような感じでしたが、それは違います。

今回の問題を引き起こした原因は、前回計画における論議が不十分だったからです。

それは、議会にも責任があるし、また、前回の検討委員会にも責任があったことを自覚していないことについても、私は非常に遺憾に感じています。

寺嶋均（委員長）

今迄、委員長という立場で、4回の会議における皆さんの熱心な審議をお聞きしており、1分たりとも無駄な時間はなかったと感じています。

確かに、諮問書に記載されている目途からすると遅れているかも知れませんが、必要な議論をしてのことです。

意図的に遅らせているようなことは全くありません。

やはり、用地選定というのは、非常に慎重に取り扱う必要がある問題だと思えますし、非常に住民の方々の関心を呼ぶ問題ですので、慎重審議が非常に大事だと思えます。

その他、何か質問等がありますか。

柴田圭子（委員）

亀倉委員、黒須委員、藤森委員と私の連名で事前提出した要請書は、最後に亀倉委員から説明があると思いますが、私達に託されているものは、管理者・副管理者が、全くの白紙撤回なのか、いや、白紙撤回とは言い切っていないが、取りあえず用地検討してくれと言っているのか、その辺がはっきり決まらない中で、とにかく用地だけ検討してくれと投げられたような状況なので、そこの筋を決めて貰いたいと思います。

組合議会は、その辺をまとまってもくれないし、批判だけしているという状況で、臨時会では、恣意的に会議回数を増やして報酬を貰うようにしているような発言までありましたので、組合議会に対しても、質問書を提出したい位でした。

この件は、後で亀倉委員から説明がありますので、よろしくお願いします。

寺嶋均（委員長）

組合の臨時会に関する報告に関連し、亀倉委員・黒須委員・柴田委員・藤森委員の連名で、要請書が事前に提出されています。

この要請文の説明をお願いします。

柴田圭子（委員）

会議時間の関係がありますので、最後にと考えていましたが。

寺嶋均（委員長）

次第に関連し、説明はここでお願いしますが、今日は議題がたくさんあることから、議論は最後に回させて貰います。

山本博久（委員）

その前に、説明をして貰うのであれば、この要請書を会議の中で議論するものとして、委員長・副委員長さん方の取り扱いについて、うかがいたいのですが。

私は、こうした要請書が提出されることが想定外でした。

寺嶋均（委員長）

その取り扱いについて、最後に議論したいと考えています。

山本博久（委員）

ここで説明を受けるということは、既に取り扱っているということになりますので。

寺嶋均（委員長）

提出するかどうかの扱いは、中身によると思いますが。

山本博久（委員）

提出して良いかどうかではなくて、これを用地検討委員会で、どのような取り扱いをするのかということをお先ず委員長からうかがいたいのですが。

寺嶋均（委員長）

この場で、この要請書の説明をお願いすることについて、皆さんの意見どうでしょうか。

柴田圭子（委員）

私は逆だと思います。

要請書を提出しても、中身が分からなければ、取り扱いをどうするのかも分からないと思

いますので、簡単に趣旨だけ説明をさせていただいて、その後に、取り扱いを諮って貰いたいと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは、この場で説明をお願いすることに賛成の方、手を挙げていただきたいと思いません。

（10人が挙手）

山本博久（委員）

賛否を問うようなお願いはしていなくて、委員長がどのようにこれを取り扱うかという見解を本当はうかがいたかったのですが。

寺嶋均（委員長）

中身が分からないと、次のステップに行けないと思います。

山本博久（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

それでは、説明をお願いいたします。

亀倉良一（委員）

50音順で提出者の名前が書いてある関係上、名前順で私から簡単に趣旨を説明します。

その前に、連名の4名は、このクリーンセンター移転問題をきっかけに、市民レベルで作られたごみ処理施設を考える印西・白井・栄連絡会で、一緒に活動してきた間柄であり、それ以外の関係はないということを申し上げます。

私達がこの要請書を提出する動機は、迅速に審議を進めるために必要だろうという観点からです。

私達、検討委員会の審議を的確に迅速に進めるためには、問題の背景を押さえて、ポイントを絞った検討が必要だと考えています。

検討委員会に課せられた課題は、建替え用地について、1度行った決定を再検討するということですが、その背景には、前回決定を白紙撤回せよという立場と、前回決定のままで良いという立場が相対立する複雑な状況があるようです。

もしそうであれば、検討する道筋というのは、裏面の質問書の③に記載しているように、先ず、前回の決定について、その妥当性を検証し、合わせて要請されている新たな比較検討地を見出して、最終的に適地を答申するというような手順になるわけで、これから色々な問題を審議していく基本的な視点として、そういうところを共通認識としながら、審議に当たる必要があるものと考えています。

これは、言ってみれば当たり前のことですが、残念ながら、先程来の話の中でも、端々に見えますが、こういう問題だという構図が鮮明に見えていない状況にあるのではと私達は考えています。

私達の要請は、それを明らかにするために、これらの問題点の所在を直接当事者に確認し

て、それを前提にポイントを押さえて議論することで、あまり論点が拡散せずに、的確・迅速な審議を促進することになる、そういうことを意図したものです。

議題の最後で結構ですが、是非、検討委員会として質問書を提出することを決めていただきたくお願いします。

また、先程、意見がありました、会議に意見を提出するのは自由であり、誰に断って、その許可を得てというのではありません。

ですから、その延長線上で、それぞれの委員が独自に考えていることを申し上げているわけで、それを制限するような考えはね、検討委員会の運営上、相応しくないと思います。

以上のことを申し上げます。

寺嶋均（委員長）

ありがとうございました。

本日は、議題がたくさんありますので、この要請書の審議は、最後の「その他」で行うことにして、一先ず議事を先に進めたいと思います。

次第5 事業推進手法の比較①-6 （広報の方法について）

寺嶋均（委員長）

続きまして、次第の5番、事業推進手法の比較に関する「広報の方法について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

資料の1ページと、参考資料③の1/2をご覧ください。

先ず参考資料ですが、こちらは、前回の第4回会議の資料を再提出するものです。

前回会議では、参考資料の1番左に記載されている6番、広報の方法及び関連して、広報の内容についても審議いただきました。

次に資料の1ページをご覧ください。

上段の概ね2/3を占めている広報の方法欄ですが、前回会議において、広報の方法として抽出された案の概要を中央の欄に（1）から（7）として記載し、その右側の欄には、それに関係する意見を記載しています。

また、その下の※印ですが、広報の取り組み全般に係るその他の意見と、更にその下に、広報の内容に関する意見の概要を記載しています。

前回会議では、広報の方法の案を抽出したところで審議を一旦区切られましたので、この資料を参考とし、引き続き審議のうえ、本日、広報の方法を決していただければと思います。

また、合わせて、広報の内容についても、現時点において必要なものとして決していただければと思います。

寺嶋均（委員長）

前回の会議で、広報の方法について、皆さんから多数の意見を出していただいたまま、時間的な制約があり、検討委員会としての取りまとめまで辿り付けなかったわけですが、今回、皆さんの意見を整理した形で、資料をまとめていただきましたので、この資料に基づいて、意見・質問等がありましたら出していただきたいと思います。

付け加えることがあるかどうかということもありますが、整理していただいた皆さんの発言を眺めてみると、検討委員会のとりまとめとして、主要な広報の方法としては、（１）－１から（１）－４である、組合のホームページ、組合の広報紙、関係市町のホームページ、関係市町の広報紙、この４つの方法になるのではないかと考えています。

（２）から（７）までの方法は、主要な広報の方法である上から４つ目までの方法を補完するような意味合いの手法に相当するのではないかと思います。

この補完的な意味合いを持った方法の活用については、事務局の判断に任せて、利用していただくということで良いと思いますが、このようなまとめでどうでしょうか。

亀倉良一（委員）

ホームページで、要望がありますが、検討委員会の状況などについて、色々な人が色々な感想を述べたり、批判・批評したりしている中、先程、藤森委員が仰ったことと少し関連するのですが、ある人のホームページを見ていたら、書くのは自由ですが随分酷いことを色々書かれており、一体何のための委員会なのか、誰のための検討委員会なのか、知識をひけらかすための検討委員会なのか、もしかすると日当のために無駄な会議を開催しているのではないかとというようなことまで書かれています。

それに関連して思ったのですが、野田市の工場建設候補地選定審議会のホームページを見ると、随分と会議の回数を重ねているのですが、３種類のPDFファイルで報告しています。

１つは会議録、１つは会議資料、もう１つは、町内会へのお知らせということで、これは非常にコンパクトにまとまっており、この会議では、こういうことをやりました、こういうことが決まりましたという情報を載せています。

我々の場合は、会議結果としては会議録だけです。

数十ページもある会議録を見る人は限られているのではと思いますので、事務局は大変だと思いますが、色々な無責任な批評によって市民が惑わされることのないよう、ホームページに、公式なコメントをダイジェスト版として簡単に載せれば非常によろしいと思いますので、提案します。

河邊安男（副委員長）

公式なコメントとは、何に対するコメントですか。

亀倉良一（委員）

責任ある部署からのコメントという意味です。

河邊安男（副委員長）

そのコメントは、検討委員会の会議で話されたことについてですか。

誹謗中傷という話もありましたが、それに対する公式な見解という形ですか。

亀倉良一（委員）

例えば、政府機関の報告書などを見ても、本文とは別に、要約版・ダイジェスト版が掲載されているケースが大分ありますが、それと同じような形です。

こうした例は、色々あると思います。

河邊安男（副委員長）

会議録は、全文版と概要版があり、数十ページ位の概要版を掲載し、それを読んでいただければ、大体分かると思います。

資料についても、前回会議で意見が出たと思いますが、原則、全て公開という形にしていますので、それでよろしいと思いますが。

藤森義韶（委員）

会議の概要的なダイジェスト版で良いのだと思います。

住民の立場からすると、会議録を掲載してもページ数が多いことから、見向きもしないだろうと思いますので、事務局は大変でしょうが、どういう会議が行われたかというダイジェスト版を出来れば会議の都度、ホームページに掲載していくと。

コメントということではなくて、どういう会議が行われたかという最新の情報を常に掲載することで、住民に読んで貰えるホームページになると思います。

寺嶋均（委員長）

事務局は大変でしょうが、ホームページの作り方、構成の仕方を工夫して欲しいということですね。

いずれにしても、主要な広報の方法として、組合のホームページ、組合の広報紙、関係市町のホームページ、関係市町の広報紙を採用し、また、特に候補地などが選定された段階では、周辺地域の方々に対し、よりきめ細かな、より情報が届き易い方法として、町内会回覧や、町内会役員への情報など、（２）から（７）までの方法を事務局の判断で活用いただくということではいかがでしょうか。

岩井邦夫（委員）

出来るだけ皆さん方に広報したほうが良いのですが、広報紙は新聞を取ってないと配布されませんし、ホームページもパソコンがないと見られませんので、全員に知らせるには、最後の手段として、全戸配布しかありません。

いつも全戸配布をする必要はないと思いますが、ある程度、候補地のエリアが絞られて、周辺住民に何とか知らせなければならないときは、全戸配布を考えなければならないと思います。

寺嶋均（委員長）

そうしたきめ細かな広報の仕方については、（２）から（７）のような補完的な意味合いで、全戸配布も含めて事務局の判断で活用いただくという形で、主要な広報の方法としては、組合のホームページ、組合の広報紙、関係市町のホームページ、関係市町の広報紙を活用するというので、検討委員会としてのまとめにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡邊忠明（副委員長）

そうすると、岩井委員から提案のあった、必要な場合における全戸配布は、（２）から（７）

のどれに該当しますか。

岩井邦夫（委員）

該当しないですね。

渡邊忠明（副委員長）

では、項目に付け加えるということですか。

岩井邦夫（委員）

項目に付け加えて欲しいです。

最近は、新聞を取っていない方が多いです。

私は町内会活動をしています。広報紙に掲載されていても、新聞を取っていないと言われてしまいます。

渡邊忠明（副委員長）

そういう事情は良く理解出来ますので、必要な場合には全戸配布ということですね。

岩井邦夫（委員）

ケースバイケースでしょうが、このエリアには、絶対に周知しておきたいという際は、全戸配布が良いと思いますので、全戸配布を（８）として加えて欲しいです。

寺嶋均（委員長）

必要な場合、また、地域限定の形になるかと思いますが、（８）として全戸配布を加えるということですね。

亀倉良一（委員）

要望ですが、町内会の回覧というのが記載されています。

これは、どのようなイメージになるか分かりませんが、是非、野田市の審議会のケースを参考にし、その通り出来るか分かりませんが、出来るだけ簡単に状況が報告出来るように、検討して貰いたいと思います。

また、広報紙ですが、印西市の広報紙では、８月１日号に関連記事が掲載されていましたが、会議を４回開催している中、初めての掲載ですよね。

情報量も１０行程度なので、もう少しきちんと伝わるように、検討して貰いたいと思います。

柴田圭子（委員）

今、広報の方法と、広報の内容の話と一緒に検討しているような気がしますが、委員長から提案のあった広報の方針で良いかどうかを決めてから、広報の内容を決めるのだと思います。

寺嶋均（委員長）

広報の方法は、主要な広報の方法として、組合のホームページ、組合の広報紙、関係市町のホームページ、関係市町の広報紙を採用します。

なお、組合のホームページは、事務局で対応できる範囲で、出来るだけ分かり易く改良して貰いたいと思います。

また、（２）から（７）及び新たに加える地域限定の全戸配布を（８）として、これらを補完的な広報の方法として、組合の判断で活用することとします。

以上を検討委員会としてのまとめにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との発言あり)

異議なしと認めます。

次第6 事業推進手法の比較①-7-1 (住民意見等の確認について)

寺嶋均 (委員長)

次第の6番、事業推進手法の比較に関する「住民意見等の確認について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行 (事務局：副主査)

引き続き、資料の1ページと参考資料③の1/2をご覧ください。

先ず参考資料ですが、前回会議では、参考資料の1番左に記載されている7-1番、住民との合意形成に関する住民意見等の確認を審議いただきました。

次に資料の1ページをご覧ください。

先程、ご覧になっていた資料ですが、下段の概ね1/3を占めている住民意見等の確認欄ですが、前回会議において、住民意見等の確認の方法として抽出された案の概要を中央の欄に(1)から(3)として記載しています。

なお、参考資料に戻り、7-1番の1番右の欄、今回計画案における(1)から(3)ですが、それぞれ類似したものであることから、資料の1ページに戻り、今回は、それらを集約し、改めて7-1番の(1)において、一括して記載しています。

また、(3)、アンケート調査の実施の下3つの※印ですが、前回会議でも説明したように、不適切な意見等の排除などは、(1)の取り組みを実施する際に、検討が必要となる項目であると考えています。

右の欄には、関係する意見を記載しています。

また、その下に※印で、住民意見等の確認方法全般に係る、その他の意見の概要を記載しています。

なお、前回会議において事務局から、住民の皆さんから提出のあった質問は全て回答するとした趣旨の説明をしました。

しかしながら、前回会議における皆様の意見や、検討委員会の現状などを総合的に勘案すると、指摘のあったとおり、回答事務に時間や労力が大きく割かれてしまうことが想定されることから、この度、(1)の意見等の常時受付を実施する際に、質問については受け付けないことを新たに提案いたします。

なお、質問については、パブリックコメントや、住民説明会において十分に対応出来るも

のと考えています。

また、合わせて、(1)の意見等の常時受付を実施する際、住民の皆さんから提出のあった意見の取扱いですが、同様の理由から、意見書そのものは、皆様からの事前提出意見のように審議はせず、参考資料として会議に提出し、あくまで参考としていただくことを新たに提案します。

また、参考資料扱いであれば、提出された意見を起因とする調査審議の混乱等は生じないものと考えられますので、誹謗中傷等の不適切な意見を除き、意見の対象範囲などは、何ら設定する必要がないものと考えています。

それでは、前回会議に引き続き審議のうえ、本日、住民意見等の確認の方法を決定していただければと思います。

寺嶋均（委員長）

事務局の説明が終わりました。

意見、質問等がありましたらお願いします。

岩井邦夫（委員）

質問は受け付けないという話ですが、私は前回計画を検討している時期に、印西クリーンセンター環境委員会の委員を務めており、用地の問題が3、4年前から持ち上がった際、環境委員会の中でも非常に議論がされました。

ただ、残念ながらと言うか、当り前の話ですが、色々な専門用語が出てきて、それについて良く分からないとの意見もありました。

そこで、環境委員会の中に専門部会を設置して貰い、組合職員と一緒に、用地関係の基本的な質問を含めたQ&A集を作りました。

全部で60何項目の質疑応答を組合のホームページに掲載して貰いました。

このQ&A集が、まだ使えるかどうかは分かりませんが、質問を特に受け付けないという話であれば、今回も、こうした基本的なQ&A集を作るのが1番良いと思います。

寺嶋均（委員長）

用地選定に関わる用語的な面で、難しいことがどの程度有り得るかですね。

川砂智行（事務局：副主査）

岩井委員の意見は、質問を受け付けないのであれば、先程の広報の方法に関連して、組合のホームページで基本的なQ&A集を予め作成すべきではないかという趣旨でよろしいですか。

岩井邦夫（委員）

そうです。

川砂智行（事務局：副主査）

基本的なQ&A集を作成すべきであると皆様で決していただければ、準備します。

寺嶋均（委員長）

中々大変な作業になると思います。

岩井邦夫（委員）

都市計画法に基づく用途地域を挙げて、この区域なら良いと記載しても、何故そこが良い

のか分かりません。

例えば、準工業地域と第一種住居地域の違いなど、基本的な説明を住民の皆さん方に周知し、その上で話を進めることが必要だと思います。

法律を知っている人は、当たり前だと言いますが、知らない人は全然知らないです。

寺嶋均（委員長）

先程、広報の方法で、ホームページと広報紙を主要な方法としましたが、広報の中身を出るだけ分かり易くすることが大事になります。

岩井邦夫（委員）

それは、絶対に大事ですね。

寺嶋均（委員長）

それでも分からないというケースが有り得ると思います。

その際に、非常に丁寧に親切に対応出来れば1番良いことは確かだと思いますが、当面は、この事業を進める上で、必要最小限の難しい用語について広報する際に、出来るだけ解説的なものを含めて掲載し、その後、色々な質問が出て来たら、用語集のような形でホームページ等に掲載する形で良いと思います。

岩井邦夫（委員）

こういう事業を進めて行くと、住民から色々な質問が出て、ある会場で受けた質問と同じ質問を次の会場で受けることもあります。

ですから、ある会場で出た質問をホームページに掲載しておき、事前にホームページを見て貰わないと、同じことを繰り返すことにもなり、非常に非効率的だと思います。

情報を知らせる、理解して貰うという立場なので、当然、そういう努力をしなければいけないと思います。

寺嶋均（委員長）

確かにそうですね。

高橋康夫（事務局：主幹）

資料で挙げているのは、常時の意見募集ですが、個々の質問に対し検討委員会として回答するのは、非常に難しいということです。

岩井委員が仰られるように、過去の経緯の中では、説明会等での質問をその後の説明会に生かす形で対応することを実際に行っていますので、今回も、前回に従い、基本的なQ&A集は作成したいと思います。

岩井邦夫（委員）

了解しました。

寺嶋均（委員長）

資料の7-1、住民意見等の確認は、言い方を変えると、意見聴取になるのでしょうか。

その方法論として、7-1（1）で、意見等の常時受付を実施し、手法としては、電子メール、書面提出、書面郵送、ファックスとなっています。

（2）としては、本検討委員会住民委員の応募者が提出した小論文の公開で、（3）としては、アンケート調査の実施となっています。

アンケート調査は、意見の概要欄に2つの意見が記載されています。

① 対象を現施設周辺住民とするか、全住民とするか。

② 対象に温水センター利用者を加えるべき。

このような意見が、前回会議で出たことは確かです。

(1)と(2)については、良いのではと思いますが。

岩井邦夫 (委員)

(2)の小論文は、公開を前提としたものではなく、あくまでも委員になるための自分の想いや考え方を述べたものなので、公開するのは止めたほうが良いと思います。

最初から公開を条件に募集していれば良いですが。

川砂智行 (事務局：副主査)

前回会議で説明しましたが、公開することを前提に募集をしていないので、応募者に何の断りもなく公開することは、著しく不適切です。

よって、会議の参考資料として活用させていただきたいということを改めて説明し、書面で同意書を取得してからの取り扱いになります。

岩井邦夫 (委員)

先程言ったように、あくまでも委員になるための小論文なので、委員になってから色々な情報を聞き知識を得て、考え方が変わっているかも知れません。

委員募集時の小論文は、あくまでもある時点の小論文であり、これを公開すると勘違いされることがあると思いますので、不適切だと思います。

意見を出したかったら、きちんとこの会議で意見を言えば良いのです。

自分の書いた過去の論文を公開することに、ほとんど意味はないと思います。

寺嶋均 (委員長)

事務局の、公開する最初の考えは、どのようなところにあったのですか。

川砂智行 (事務局：副主査)

応募された方は20名で、全員から小論文の提出をいただきました。

小論文の指定タイトルは、ごみ処理施設のあり方としており、正に住民の皆さんが、これからのごみ処理施設若しくは用地に関する考えを800字程度に上手くまとめていただいているものなので、1つの参考となるのではと考え、提案したものです。

岩井邦夫 (委員)

そうすると、落ちた人、受かった人と極端に言いますが、そういう人達の小論文を全部公開するという意味ですよね。

川砂智行 (事務局：副主査)

はい。

岩井邦夫 (委員)

それだと、何故この人が落ちて、何故この人が受かったのかという変な話になりませんか。

川砂智行 (事務局：副主査)

当然、個人情報黒塗りした上で、かつ、合格者から順番にということではなく、ランダムに配置する形で公開しますので、特定の属性が分かるような形にはなりません。

岩井邦夫（委員）

しかし、受かった人と受からなかった人の差は、歴然としていないとおかしいですよ。こんな立派な論文を書いた人が、どうして落ちたのだろうかということになるなど、目的外のことに使われる可能性があります。

混乱招くだけであり、何故、小論文を公開しようと考えているのか理解に苦しみます。意見を述べたかったら、検討委員会で述べるか、意見書を提出すべきです。

寺嶋均（委員長）

公募委員の方々の判断を優先せざるを得ないと思いますが、他の委員の方の意見はいかがですか。

柴田圭子（委員）

応募者全員の小論文を公開するのではなく、応募者の了承が得られた小論文を公開するのであれば良いと思います。

この取り組みは、関係市町の住民が、ごみ処理施設についてどのような考え方をしているのか、1つの例として公開するという意味合いですか。

土田寛（学識経験委員）

住民意見等の確認において（2）で、本検討委員会住民委員の応募者が提出した小論文の公開としたタイトルが不適切です。

細かい話をすれば、小論文を書いた時点で委員にはなっていないので、中間処理施設の用地選定における、論文形式で1番まとまっている論理的な住民意見のワンオブゼムとして取り扱えば良いと思います。

色々な懸念はあると思いますが、こうした位置付けで取り扱えば、住民意見の確認の一端として、ある意味では、貴重なツール・材料だと思われれます。

亀倉良一（委員）

私はどちらでも良いです。

本件は、全体に大きな影響があるわけではありませぬので、賛否が分かれるのであれば、省いて貰ったほうが議事進行のためには良いと思います。

あまり枝葉末節なことで時間を取ると、また、冒頭で紹介したような外部意見が出てきます。

寺嶋均（委員長）

本件は、応募された委員の方々の判断で決めるしかない問題だと思いますが、挙手で決を採ることでどうでしょうか。

玉野辰弘（委員）

小論文は、名前も入れて公開するのですか。

川砂智行（事務局：副主査）

先程も説明したとおり、個人情報は全て黒塗りします。

また、記述の中から個人が特定されるような論文もありますので、そういったものについても、当然配慮をします。

具体的には、個人情報及び配慮が必要な箇所を黒塗りした小論文を改めて確認いただいて、

公開の是非を確認します。

岩井邦夫（委員）

本人が、名前を出して構わないということであれば良いのか。

川砂智行（事務局：副主査）

もちろん良いです。

寺嶋均（委員長）

ここで時間を取るわけにはいかないことから、決を採りたいと思います。

小論文中の個人情報には黒塗りにし、また、本人に対して、改めて公開の是非を確認した上で、了解の得られた方の小論文だけを公開することに賛成の委員の挙手を求めます。

（10人が挙手）

では、反対の委員の挙手を求めます。

（2人が挙手）

賛成多数につき、小論文は公開するということで了承いただきたいと思います。

反対の委員は、今後、事務局から公開の是非について確認があった際、当該意向を示すことで対応してください。

また、(3)に関し、全住民を対象にアンケートを取ることは、確かに1つの方法論として考えられますが、費用・事務処理の面、また、候補地から遠く離れている住民の方にとってみると、アンケート調査の意味合い及び回答する重みが、候補地周辺の住民の方と全然違ってきますので、全住民を対象とするのはどうなのかなと考えています。

ある程度、候補地が絞られてきた段階で、その地域住民の方にアンケートを取るというのであれば、考えられると思います。

柴田圭子（委員）

アンケート調査の中身が全然分からない中で、対象を全住民にするか、温水センター利用者を加えるべきと聞いたことは、議論のしようがありません。

アンケートをどの時点で、何についてするのか、今、それを話し合う必要があるのかどうか疑問です。

検討を進めていく中で、これはアンケート取らないと駄目だという話が出て来るかも知れませんが、今の時点で、想定の上で検討することは、無駄のような気がします。

寺嶋均（委員長）

柴田委員の仰るとおり、アンケートそのものをやるかやらないか、地域限定してやるかやらないか、全住民に対してやるかやらないかというのは、これから事柄を進めて行く上で判断せざるを得ないことかも知れません。

今後、アンケートがどうしても必要であるということであれば、予算を確保してでも行うことになると思いますが、今日の段階では、継続審議事項という取り扱いで結構だと思います。

す。

亀倉良一（委員）

アンケートの件は、前回会議で私が提起しましたが、結論的には、柴田委員と委員長が仰ったように、これから審議が進む中で、その必要性が出て来た段階で判断していただいて良いと思います。

アンケートを提起した背景は、結局、用地抽出の1つの問題点と絡んでいますが、現在地をどうするのか、また、9住区もどうするのかという話は、まだ完全にはクリアされていないわけです。

この土地を巡っては、今迄も色々と住民から意見が出されていることから、最終的に確認する意味で、アンケートが必要ではないかということをお前回会議申し上げました。

そういう意味で、今後の事業の進め方で必要が生じたらという取り扱いで結構だと思います。

寺嶋均（委員長）

また、6の広報の方法で、広報の内容についても色々と記載してありますが、新しく出来る施設がどんな施設になるのかということに関して、住民の方に、かなり色々な説明をした後でないと、本当の意味でのアンケート調査の意味合いが出てこないのではと思います。

そのことも含め、アンケート調査は、今後も継続して審議していくという取り扱いにして、7-1の住民意見等の確認は、(1)による意見等の常時受付を電子メール、書面提出、書面郵送、ファックスにより実施、また、(2)による本検討委員会住民委員の応募者が提出した小論文の公開、この2つを中心とすることでどうでしょうか。

柴田圭子（委員）

(1)の意見等の常時受け付けに、書面提出がありますが、その中に、傍聴者からの意見提出は入っていますか。

川砂智行（事務局：副主査）

先程、説明したとおり、前回会議の資料における(1)から(3)を集約・統合し、一括して表記し直したので、柴田委員の仰るとおり、傍聴人の意見提出は、書面提出の範疇に含むものとしています。

柴田圭子（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

先程、事務局から、質問については受け付けないとした趣旨の説明があり、基本的なQ&A集で対応するとの説明もありましたが、委員会としての決定はしていません。

この件で意見はありますか。

藤森義韶（委員）

基本的に、質問を恐れてはいけないと思います。

積極的に意見を提出される方は、それなりの関心を示した住民の方だと思います。

そういう方の、質問・意見は貴重だと思いますし、今日の傍聴者も、見識者の方が非常に多いわけです。

とにかく質問も受けて、それをどう処理するかについては、検討委員会で検討すれば良いと思います。

それを面倒であるとか、変な質問があるのではと恐れなくて、積極的に受け入れて貰いたいと思います。

寺嶋均（委員長）

事務局は、日常業務をしながら回答の下書きを作成するという苦労があるとは思いますが。

藤森義韶（委員）

それと、先程、パブリックコメント等で質問に答えられるという説明がありましたが、パブリックコメントは、限定された機会になってしまいます。

しかし、質問をしたい機会は、色々な場面が想定されます。

事務局が言わんとしている大変だという作業は分かりますが、それを乗り越えて、何とか質問は受け付けて貰いたいと思います。

鬼沢良子（学識経験委員）

委員長との話しにずれがあるとは思いますが、質問は受け付けますよね。

質問に対する回答をどうするかという話とは違うとは思いますが。

藤森義韶（委員）

先程の事務局の説明は、質問を受け付けないという趣旨でした。

鬼沢良子（学識経験委員）

質問が出てくる段階が多分違うと思うのですが、そこをもう少し整理して貰えますか。

川砂智行（事務局：副主査）

意見を受け付けますというPRは、もちろんするつもりです。

なお、質問は受け付けませんと、わざわざPRはするつもりはありませんが、提出された意見の中に、質問が含まれている場合もあると思います。

それは、当然、受理せざるを得ないのですが、そうした質問1つ1つに対し回答していると、先程も説明したように、時間も労力も取られてしまい、本来、検討委員会でしなくてはならない議論が進まず、審議の中身も全然決まらない、また、スケジュール的にも少々遅れていることもありますので、検討委員会としては本来の事務に専念していただきたい趣旨です。

事務局としても、検討委員会の事務に専念したいことから、常時受付の質問については、積極的に求めるということではなく、パブリックコメントや住民説明会の手続きで、十分対応出来ると考えています。

ただ、意見については、会議の中で審議をするということではなく、あくまで皆さんの参考資料としてご覧いただくという取り扱いを前提に、常時受付をすべきと考えています。

柴田圭子（委員）

確認ですが、先程、岩井委員が仰った、前回計画の際の基本的なQ&A集ですが、今も組合のホームページに掲載されていますか。

川砂智行（事務局：副主査）

まだ掲載しています。

柴田圭子（委員）

そうすると、基本的な質問は、そこで対応出来ているということですか。

また、実態として、質問はどの程度寄せられていますか。

川砂智行（事務局：副主査）

意見受付や質問受付の広報をしていないこと及び組合のEメールアドレスの公表を行っていないことから、今のところ、意見及び質問は、さほど寄せられていません。

稀に、用地検討の現状についての匿名の問い合わせはあります。

柴田圭子（委員）

また、組合ホームページにコメントを書き込めるようにしたほうが良いという意見が前回会議で出ていました。

それは、意見を受け付けますということの1つのスタンスになると思いますが、対応しますか。

また、カウンターの場合はどうでしょうか。

この辺は、意見を吸収して行くという中で、大事な部分だと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

組合ホームページの管理担当部署は、用地検討委員会の事務局ではなく、別の部署になりますが、現在、カウンターについては、検討して貰っています。

また、コメントを組合ホームページに書き込めるようにする件も、組合ホームページの管理担当部署と調整が必要ですが、少なくとも事務局のメールアドレスを組合ホームページで公表すれば、意見提出が可能となります。

いずれにしても、電子メールにより意見を提出することについて、会議で決していただければ、必要な対応をします。

岩井邦夫（委員）

先程、質問は受け付けない、質問が来ても回答はしないという趣旨の説明がありましたが、住民からの質問は、行政サービスの一環として、当然、受けなければなりません。

例えば、電話で質問があった際、質問は受け付けませんと言って電話を切るのは、まずいと思います。

質問を積極的に受け付けることはしなくて良いですが、質問の受け付けは、日常の業務なので、最初からシャットアウトするのは、住民が疑心暗鬼になります。

そのようなことは、絶対にやるべきではないと思います。

高橋康夫（事務局：主幹）

この件については、意見受付をするということでまとめていただき、質問に関しては、先程、岩井委員が提案あったように、用語集や、Q&A集でまとめて回答するようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

寺嶋均（委員長）

事務局から、まとめた意見がありましたが、いかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

それでは、質問に関しては、用語集や、Q&A集でまとめて回答することとします。

また、前回会議で意見が出たかと思いますが、ホームページや広報紙に、常時意見を受け付ける周知記事を掲載する必要があると思いますので、是非お願いします。

黒須良次（委員）

関連で良いですか。

寺嶋均（委員長）

どうぞ。

黒須良次（委員）

事務局に確認しますが、今、議論していた7-1の住民との合意形成の欄の、右側の欄の1番下、④前回計画の指摘を踏まえて云々の文章ですが、この文章を3回位読んでいますが、意味が読み取れませんので、解説してください。

川砂智行（事務局：副主査）

これは前回会議で出された意見ですが、前回計画では、住民意見の聴取が不足しているとの指摘を受けたことから、事務局は、7-1番の住民意見等の確認の各案を出しており、そうしたことを実施することは、事業を取り組む姿勢として大切であるという趣旨でした。

参考資料③の1/2をご覧ください。

7-1番の1番右に、(1)から(5)まで、5項目の事務局各案を示しています。

岩井邦夫（委員）

もっと分かり易い日本語にしてください。

日本語にもなっていないような気がします。

寺嶋均（委員長）

会議資料の7-1番に、不適切な意見等の排除が記載されています。

これは、前回会議で岩井委員から意見をいただきましたが、誹謗中傷・営利目的、そういうものについては、委員長判断により排除し、それ以外の事柄で、もし何かあれば、検討委員会に諮ります。

また、匿名意見の取り扱いについては、やはり受け付けざるを得ません。

また、受け付けした意見等については、先程、広報の方法で決したように、ホームページなどにより、公開することになります。

なお、先程のアンケート調査の実施に関しては、継続審議とします。

以上で、広報の方法と住民意見等の確認は、皆さんの意見をいただき、集約が終わりましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との発言あり）

暫時休憩

寺嶋均（委員長）

ここで、暫時休憩とします。

再開

寺嶋均（委員長）

検討委員会を再開します。

次第7 事業推進手法の比較②-2 （比較対象地の抽出手法について）

寺嶋均（委員長）

次第の7番、事業推進手法の比較に関する「比較対象地の抽出手法について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

資料の2ページと参考資料③の2/2の2番をご覧ください。

比較対象地の抽出手法ですが、本日、最初の審議となります。

これまでの会議では、前回計画における比較検討地の取扱いなど、関連する意見をいくつかいただいております。

事務局としては、これまでの会議で説明しているとおり、前回計画の白紙撤回申入書が印西市長より提出された後に開催された組合の管理者・副管理者会議における合意事項である公募による手法で、比較対象地を抽出することを基軸と考えていますが、諮問書において比較対象地の抽出手法を限定はしていませんので、幅広い検討をお願いします。

なお、こういった手法で用地を抽出するかが決まれば、おのずと、その後の必要作業が明確になることから、出来るだけ早めに本件を決定していただければと考えています。

続いて資料の2ページですが、こちらは、コンサルタントから説明します。

朝日大輔（コンサルタント）

比較対象地の抽出手法について、他の自治体における状況も含め、説明します。

資料の2ページをご覧ください。

比較対象地の抽出手法に関し、関係市町による推薦という欄が、資料の真ん中にありますが、これは、過去において一般的に行われてきた手法です。

しかしながら、公平性の観点から、専門的知識を持った第三者や、住民等が参加する検討委員会による用地抽出が、近年、増えてきており、現在、主流となっています。

更に、インターネットの普及による広報活動の充実、時代の変化の中で、公募型の用地選

定が、今、始まってきているところです。

従いまして、公募型は比較的新しい手法であることを先ずは理解いただきたいと思います。

ごみ処理施設の建設に関する公募の事例は、現在、11件確認しています。

その11件の状況は、既に、第2回会議の参考資料として、提出しています。

それでは、各手法のメリット・デメリットを説明させていただいて、審議に入っていただきたいと思えます。

先ず、関係市町による推薦のメリットは、公有地を基本的に選定するため、用地取得費や、建設同意について有利な面があります。

デメリットは、選定した後に、周辺合意の必要が生じますので、留意が必要になります。

次に、検討委員会による推薦のメリットは、検討委員会で最も適した立地条件において用地の抽出が可能というのが特徴となります。

デメリットは、選定した後に、用地交渉、周辺同意が必要という点が挙げられます。

最後に公募ですが、メリットは、地権者サイドからアクションが始まるので、建設の同意が取り易い点、早い段階から住民参加が出来るという点で優れています。

デメリットは、応募がない場合が想定されることですが、先程説明した公募事例の11件では、全て応募がありました。

公募は、応募用地の中から、適地を選定することになりますので、必ずしも最適地ではない可能性がありますので、この点を含めて検討いただきたいと思います。

寺嶋均（委員長）

意見などがあれば、願います。

岩井邦夫（委員）

公募の応募条件としては、周辺住民、地元自治会との合意が応募時点で形成されることが可能とありますが、これは、地権者が自ら周辺住民や地元の自治会等の合意を得るという考えですか。

これは、まだ誰も決めていないことですよ。

これは、絶対に前提にしなければいけないことですか。

本当に可能なのかなと思えます。

この条件を満たさなければ受け付けないとして、例えば、周辺住民は、どの住民のことを指すのか。

例えば100m以内の住民、若しくは、1km以内の住民、1km以内の住民の了解を取るとしたら、とんでもなく大変な話です。

朝日大輔（コンサルタント）

応募の要件は、今後、検討委員会で審議するものです。

資料に掲げた内容は、あくまで現段階で、事例として1番多いものです。

今、決めていただきたいのは、公募を軸に、関係市町による推薦や、本検討委員会による推薦を行うかどうかの1点です。

岩井邦夫（委員）

諮問書に、関係市町からの推薦はありませんでしたよね。

朝日大輔（コンサルタント）

そもそも、抽出手法の条件は全くありません。

公募だけは前提としてありますが、関係市町による推薦や、本検討委員会による推薦をどうするかという審議です。

岩井邦夫（委員）

何故、関係市町による推薦が出てきたのですか。

朝日大輔（コンサルタント）

用地選定の手法として、考えられることを資料に列記しました。

岩井邦夫（委員）

誰かに、資料に入れてくれと言われたわけではないのですか。

朝日大輔（コンサルタント）

今、考えられることを3つ掲げたと理解いただければと思います。

岩井邦夫（委員）

また、本検討委員会による推薦は、公募以外に、検討委員会で適地を探すということですか。

朝日大輔（コンサルタント）

そうです。

岩井邦夫（委員）

これが可能かどうか、少し疑問です。

朝日大輔（コンサルタント）

その辺を議論していただきたいと思います。

亀倉良一（委員）

先程の資料の説明は、一般論を整理したという意味で受け取りました。

当面、検討委員会で課題になるのは、公募をするということと、公募の条件をどのようにするのかを決めなければならないことだと思います。

その関連で確認しますが、前回の検討委員会で、各自治体から5箇所推薦して貰いました。

そのときの会議録を見ましたが、その経緯が詳しく分かりませんでした。

平成21年6月位に、各自治体から推薦して貰うという話があり、その後、9月位に、5箇所出てきたという話があります。

各自治体から推薦して貰うときに、どういう条件を付けたのでしょうか。

幾つかの条件を絞って、自治体からの推薦を募ったということですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

資料は、前々回の会議でも提出していますが、推薦していただくにあたり、検討委員会でまとめたのは、本日の参考資料にもありますが、制約する条件ではなく、面積や土地の形状など、より望ましい土地の条件を設定すると共に、不利な土地の条件もまとめています。

亀倉良一（委員）

参考資料④の2／7ですね。

高橋康夫（事務局：主幹）

そうです。

これを先ずは整理しました。

つまり、フィルターを掛けたわけではありませんが、ごみ処理施設として望ましい場所はどこかということ为先ず整理しました。

その整理した内容を関係市町村に示し、関係市町村から推薦をいただいたものです。

ですから、この中で該当しなくても、そこは駄目だということではなく、あくまでも参考です。

なお、不利な土地は、3段階による点数が低くなるという評価をしています。

亀倉良一（委員）

それで意見ですが、前々回の会議で提出のあった全国で公募をしている11箇所の資料ですが、全部の検証は出来ませんでした。例えば佐久市や野田市は、ホームページで検討結果を確認したところ、どういう条件で公募にしたかということ、かなりシンプルな条件です。

あまり細かいことは条件としていません。

そうした条件では応募が期待出来ないの、基本的な部分だけを押さえて公募を掛けていますので、やはり、取りあえず第1段階は、そういうことが必要だと思います。

参考資料④の6/7と7/7に、25項目の評価項目及び基準等が色々と並べられていますが、この比較対象項目自体の検討も必要ですが、この全部を公募の条件にすると、中々難しいと思います。

冒頭にありましたように、ごみ処理基本計画検討委員会で、施設の基本コンセプト、規模、炉数、面積など、色々示されるわけです。

早く示されれば、それに越したことはありませんが、完全に示されるのを待ってから、公募を掛けるという段階論では、時間的に遅くなります。

それから、基本コンセプトなどの議論は、前回計画との関係で、色々整理しなければならないややこしい問題が出てくるので、それとは一応切り離して、シンプルな形で公募を掛けるのが良いと思います。

それと合わせて、前回計画の比較検討地や、現在地の扱いの問題は、公募の時期とは時間的には区切って検討し、最終的には、それらの候補地を含めて絞り込んだほうがよろしいと考えていました。

岩井邦夫（委員）

資料に、公募など4パターンもありますが、これを全部行うのではなく、この中から選択するということですね。

朝日大輔（コンサルタント）

そうです。

岩井邦夫（委員）

公募だけにしましょう、若しくは、関係市町の推薦も入れましょうといった論議を先ずはするということですね。

朝日大輔（コンサルタント）

そうです。そこを決めていただければと思います。

寺嶋均（委員長）

資料では、公募で2種類、関係市町による推薦、本検討委員会による推薦、また、前回手法の比較検討地という例で掲げています。

岩井邦夫（委員）

公募で他薦はあり得ますか。

地権者が売らないと言っているのに、横からこの土地が良いという他薦は、有り得ないと思います。

土田寛（学識経験委員）

11例中にありましたか。

朝日大輔（コンサルタント）

11例中、他薦を可能とした例が1件ありました。

ただ、実際には他薦はありませんでした。

岩井邦夫（委員）

地権者が希望しない用地を選んでもしょうがないですね。

寺嶋均（委員長）

当然、地権者の合意は必要になると思います。

岩井邦夫（委員）

それならば自薦になるのでは。

寺嶋均（委員長）

地権者数が多い場合は、代表してというケースが考えられます。

いずれにしても、地権者の合意は前提になると思います。

岩井邦夫（委員）

それは、絶対条件ですね。

黒須良次（委員）

公募、関係市町による推薦、委員会による推薦、前回の検討地が並んでいますが、まず、何を1番優先すべきかを検討する必要があると思います。

私は、関係市町による推薦を1番優先すべきではないかと思っています。

理由は、やはり、この中間処理施設そのものが、まちづくり全体と非常に関連性があり、また、今後の地域振興や、都市政策的な観点など諸々考えて、各市町及び広域によるそれぞれの目線を見た際、関係市町にとって非常に重要なことになってくると思います。

そうすると、やはり、各構成市町が、それぞれのまちづくりの視点を担っているところは、我がまちではこのようにしたい、我がまちはこういう所に是非誘致したい、あるいは考えたいというようなところがあると思います。

については、基本的に、まちづくり、都市計画、地域振興計画など、色々あると思いますが、そうした総合的な目線で判断される関係市町の考えをまずは把握、意見を聞く、提案を聞く、推薦をいただくという取り組みを第1に優先する必要があると思っています。

それから公募は、組合管理者の約束というようなことで聞いていますので、是非必要なことではないかと思えます。

1番優先すべきと申した構成市町からの推薦ということもありますが、この地域には、ご存じのように、UR都市機構が300ha前後に及ぶ未分譲地を抱えていますし、それから、印旛地区では、大規模な土地区画整理事業があります。

その他、市街化調整区域では、有効利用されていないような土地が散見しますので、場合によっては、構成市町単独の推薦ということではなく、むしろ、地権者、開発事業者、大規模開発事業者、あるいは大きな団体が、是非応募したいというケースも多々あると思えます。

よって、全国的に既に11事例があるとしている公募の手法を、是非とも積極的に構成市町からの推薦と合わせて、取り入れるべきだと思えます。

岩井邦夫（委員）

今の件に質問です。

関係市町による推薦は、前回計画で行いましたが、もう1回やり直せということですか。

黒須良次（委員）

ごみ処理基本計画検討委員会の会議を傍聴しましたが、次期中間処理施設は、前計画の計画規模を相当下回ると、要するに必要な用地の面積が、場合によっては3分の2、あるいは2分の1位になる可能性があります。

そうすると、応募の条件が全く異なりますし、また、中間処理施設自体が、3・11以来、単なる焼却施設ではなく、国の政策的位置付け、あるいは、まちづくりの中での位置付けが防災などに積極的に活用していくこと、また、エネルギーの有効利用の推進など、全く違ったものになってきています。

それから、焼却技術関連の技術革新が著しいということもあるので、前回と同様の関係市町による推薦という手法を行ったとしても、単に前回のやり直しということには、全くならないと思えます。

藤森義韶（委員）

私は、別段、用地の抽出手法に順位を定める必要は、何もないと思えます。

つまり、公募、関係市町の推薦、前回検討地をそれぞれピックアップして行くべきだと思います。

だから、別個に、公募は公募として事業を進め、関係市町村の推薦があるとすれば依頼するということです。

問題は、前回計画の6ヶ所です。

現在地は、先日の組合議会の臨時会で、管理者は、現在地では有り得ないということをお述べていましたが、副管理者と一致した意見ではありません。

そういうこともあるので、前回計画の6ヶ所も加えて、その用地が現時点で本当に生きているのか調べることも必要です。

なお、検討委員会による推薦は、少し難しいのではという気がしています。

ついては、公募、関係市町による推薦及び前回計画の6ヶ所、これを区別して、検討したらどうかと思えます。

柴田圭子（委員）

関係市町による推薦と前回計画の6ヶ所は、相互に関連があります。

関係市町が当時、推薦したわけですが、そのときの条件がまだ生きていて、もし、また推薦を依頼した場合に、その用地を推薦するのかどうか、先ず関係市町に確認をしないといけないと思います。

当然、関係市町からの推薦は良いと思いますが、その土地の扱いについて、今、関係市町はどう考えているのか。

既に家が建築されていたり、何かに使われていたりするなど、現時点では候補として推薦出来ない状況になっているかも知れません。

先ず、この辺を確認してから、関係市町に推薦を依頼するべきだと思います。

渡邊忠明（副委員長）

基本的に、藤森委員の意見に賛成ですが、以前、確か岩井委員から、前回計画で1番良いとされていた用地は、もう買い手が決まってるというような話がありました。

岩井邦夫（委員）

地権者のURから組合に対し、この土地はずっとキープしておきますかと確認があり、組合は、そんなことはないと言って、URとしては、一般に売っても良いですねという条件になっているというのは聞きました。

よって、売れたかどうかは分かりません。

渡邊忠明（副委員長）

柴田委員の検証をしつつ、進めなければということですね。

岩井邦夫（委員）

はい。

結局、応募者が公的機関であれ民間であれ、地権者が公的機関であれ民間であれ、自薦であれ他薦であれ、良いと思います。

ただし、少なくとも地権者の了解は必要だと思います。

それから、公募を行うには、最低、面積を設定する必要があります。

前回会議の参考資料にありましたが、前回計画では3haのところ、結果的に9住区に決まったときには4haになっていました。

それはそれとして、何ha必要ですというのは、条件として設定しないと駄目です。

これは、感覚でしたら駄目ですが1番重要なのは、将来の建設地を入れるかどうかです。

入れるとしたら、必要な面積は、例えば50%増し、何10%増しとなり、必要面積が大幅に変わりますので、とても重要なことです。

それすら決めないで、ただ公募をするでは話にならないですね。

また、例えば、将来の建設地を入れる場合、焼却施設の寿命が30年から40年だとすると、後、60年から80年操業するということになります。

30年と60年では、周辺住民の理解を得る上で、全然違います。

藤森義韶（委員）

公募の具体的な条件は、これからの話では。

岩井邦夫（委員）

参考資料に3haと記載されていたので。

寺嶋均（委員長）

前回会議での岩井委員からの意見書は、施設の基本構想に関連することですが、今後、発表する場を設けたいと思います。

抽出手法の話に戻りますが、公募は管理者の要望なので行うことで良いと思います。

関係市町による推薦は、本来的に廃棄物処理施設の整備に関しては、関係市町が自ら積極的に関わるべき問題なので、当然行うことで良いと思います。

本検討委員会による推薦はどうでしょう。

これを外すかどうかですが。

柴田圭子（委員）

外します。

岩井邦夫（委員）

外したほうが良いと思います。

あり得ないです。

寺嶋均（委員長）

あり得ないですか。

寺嶋均（委員長）

本検討委員会による推薦は、採用を見合すような意見が多いですね。

黒須良次（委員）

検討委員会で用地を推薦するというのは、あくまでも検討対象に入れたほうが良いのではないかという意味です。

検討委員会が、適地を検討対象に入れたら良いのではと判断が出来るような状況になるには、技術的、制度的な面、関係市町の広域の土地利用状況、まちづくり、地権者など色々なことを調べる必要があります。

あるいは、前回計画の比較検討地を今回も比較対象とすべきではないかという推薦もあり得ます。

そうした検討作業は、それなりの専門的検討の上で進める話だと思いますが、現状では専門部会が設置されていないので、専門的検討が出来ません。

しかし、適地を抽出する観点における手法として残すべきだと思います。

検討委員会による推薦を資料に加えた趣旨について、事務局からの説明を聞きたいと思います。

高橋康夫（事務局：主幹）

一般的な手法なので、資料に記載しています。

検討委員会による推薦は、前回計画で類似したことを行いましたが、どんどんフィルターを掛けていく手法です。

色々な項目がありますが、液状化、傾斜地、土地の用途などにより、不利な用地を排除していきます。

前回会議でも図面で示しましたが、最終的には真っ黒になります。

白く残った用地が、ベストな用地になるという考え方ですが、色々な条件を付けながら、そこから更に絞り込むことで、1番理想の場所が抽出される可能性があります。

岩井邦夫（委員）

私は、本検討委員会による推薦は、止めたほうが良いという意見です。

理由は、この検討委員会は、評価項目を検討し、評価までします。

そこが自ら用地を推薦することは、本末転倒です。

第三者的として、公平に評価すべきです。

しかも、地権者の了解を得なければなりませんので、それは、結構大変な作業になると思います。

柴田圭子（委員）

黒須委員のような見方に立てば、検討委員会でフィルターを掛け、適地を示すということなら出来ると思います。

つまり、白く残った用地が適地だよというところまでです。

これを公表して、公募及び関係市町に推薦依頼をするところまでは、検討委員会で出来ると思います。

岩井邦夫（委員）

それは、あるエリア以外の用地だと応募出来ないという条件を付けることですよ。

柴田圭子（委員）

そうです。

岩井邦夫（委員）

そうすると、先程の凄く詳細な条件を決めなければなりません。

柴田圭子（委員）

前回計画でも相当検討しましたよね。

岩井邦夫（委員）

検討しました。

柴田圭子（委員）

私は、前回計画の資料を基本にし、更に条件を加えて、絞り込みをすれば良いと思います。

岩井邦夫（委員）

液状化は間違えましたが。

柴田圭子（委員）

液状化の部分は、修正するにしても、前回計画の資料を基本として検討を進めれば、具体的な条件は示せると思います。

岩井邦夫（委員）

そこで大事になるのは、こういう土地なら応募出来ますという公募条件です。

柴田圭子（委員）

そうですね。

岩井邦夫（委員）

亀倉委員が仰るような、公募条件をあまりにも簡単にすると、最初から落とさなければならぬような用地まで応募があります。

公募条件は、きちんとした匙加減が必要です。

黒須良次（委員）

今、柴田さんが仰ったように、例えば液状化危険区域や農用地など、制度上、直ぐに事業展開が出来ないような用地にスクリーニングを何層も重ねて、適地という意味ではなく、立地可能な用地を抽出し、皆さんに募集を掛けるまでの作業は、多分、募集条件の検討作業の中で位置付けられると思います。

それが正に岩井さんが仰ったことで、このエリア、こういった条件を満たす所で、希望がいくつなのかということだと思います。

それは、当然行すべき話で、資料に記載されている本検討委員会による推薦というのは、多分、もう一歩そこから更に踏み込んで、そうした分析作業をしている中で、どうもこのUR所有するあの辺りの土地は、条件を全部満足するし、なおかつ、環境面や中間処理施設の立地からすると、どうもここは非常に良さそうなので比較検討してみる価値があるのではないかとという意味での推薦です。

ですから、推薦したからといって、配点を変えるとかそういうことではありません。

条件を満足しているし、モデル的にここを抽出してみても良いのではないかと、地権者のURさえ了承すれば、推薦しても良いのではという意味です。

これは、かなり合理的な話ですし、せっきくそこまで分析しているのならば、そのデータを上手く活用し、検討委員会として、是非ここを比較対象地として推薦しますというようなことではないかと思えます。

なお、先程私は、その作業をするのは非常に大変だというようなことを言いましたが、今思い返すと、前回計画でも行っていることだし、また、コンサルタントと契約しているので、事務局側で問題がなければ、当然、この本委員会による推薦という手法も、あって良いのではと思います。

寺嶋均（委員長）

他の都市の事例ですが、専門家と自治体職員で構成する検討委員会で、先ず、ごみ発生量の重心、あるいは人口重心を押さえて、その地点から半径10km程度の円を描き、その範囲内の住居専用地区、急傾斜地、液状化危険区域などは除外し、中間処理施設建設に相応しいゾーンを決めて、更に2万5,000分の1の地図を使い、必要敷地面積を確保出来るような比較的平坦で、幹線道路に近い適地を40～50箇所抽出し、それを更に細かく評価するというを行いました。

今回は、自分の土地が中間処理施設の適地かどうかは分からない中で、とにかく応募して貰い検討委員会において評価するという公募の手法が、基軸になると思います。

藤森義韶（委員）

関係市町による推薦も公募としての取り扱いとし、公募は行う。

前回計画の6ヶ所は、現状を先ず関係市町に確認する。

こういう形で良いと思います。

亀倉良一（委員）

本委員会による推薦は、岩井委員が仰ったような意味合いの心配も少しありますし、専門部会を設置しないと中々難しいのではという気もしますので、そうした役割は、関係市町に果たして貰えば良いと思います。

もし、ある特定の用地を比較検討の対象としたいのならば、自治体を通して解決したほうが良いのではという感じがします。

寺嶋均（委員長）

前回計画の6ヶ所は、前回の検討委員会が最終的には上位3ヶ所に絞っていますが、その3ヶ所以外の下位の用地を含めて、改めて検証的なことを行う必要があるのかどうか。

岩井邦夫（委員）

検証を行う必要はなく、関係市町による推薦の中に全部入れておけば良いと思います。

関係市町で、どうしてもまた同じ土地を推薦したければすれば良いし、その後の事情で購入出来ないと決まっていれば、推薦出来ないですし。

わざわざ、前回計画の用地をぶり返すことはないと思います。

つまり、新たに推薦して貰うことで良いと思います。

寺嶋均（委員長）

現在地の扱いをどうするかということがあります。

岩井邦夫（委員）

これは、1番問題ですね。

渡邊忠明（副委員長）

そうした観点からすると、今回、比較対象地として残す前回計画の用地は、5ヶ所が良いのか3ヶ所が良いのかというのはありますが、私は3ヶ所が良いと思います。

岩井邦夫（委員）

結局、前回計画の5ヶ所は、関係市町が推薦した用地ですから、新たに考えていただいて、適地であれば、また推薦すれば良いと思います。

ただ、現在地だけは別です。

どこも適地がなければ、現在地に建設するしかないと思います。

まさか、清掃事業を止めるわけにはいきませんし。

現在地は、最後の手段だと思っています。

藤森義韶（委員）

印西クリーンセンターは、次期施設の建替用地を隣接地に確保した上で計画しています。

岩井邦夫（委員）

そうです。

藤森義韶（委員）

そうした経緯があるので、現在地は無視出来ません。

よって、現在地は、最悪の場合ということではなく、やはり最初から1つの候補地として検討すべきだと思います。

河邊安男（副委員長）

現在地は、関係市町からの推薦として、印西市から推薦されることは考えられませんか。

岩井邦夫（委員）

板倉市長が絶対に造らせないと言っていますから、それは無理だと思います。

河邊安男（副委員長）

事務局に確認します。

用地の抽出手法は、資料にいくつか記載されていますが、1つの手法に絞らなければいけませんか。

高橋康夫（事務局：主幹）

ホワイトボードに書かれているように、公募を基軸に考えていますが、公募プラス関係市町からの推薦、あるいは、公募プラス検討委員会による推薦など、組み合わせることも可能です。

河邊安男（副委員長）

関係市町が現在地を推薦しないとすると、現在地を残すためには、やはり本検討委員会による推薦がないと、中々難しいのかなと思います。

岩井邦夫（委員）

検討委員会が推薦することは難があります。

河邊安男（副委員長）

それは合意を得た上での話です。

そうしないと、現在地が比較対象地とならない恐れがあると思います。

岩井邦夫（委員）

現在地の所在地は印西市ですから、合意しないのでは。

寺嶋均（委員長）

出来るだけたくさんの比較対象地が挙がるのが大事かと思います。

土田寛（学識経験委員）

基本的には、公募と関係市町及び検討委員会による推薦は、プライオリティは付くにしても、あったほうが良いと思います。

幾つか理由がありますが、この後議論になる評価項目ないしは評価の仕方の話というのは、ここの委員会で決めます。

今、ある意味ではブラインドになっていますが、関係市町の土地は有限です。

前回計画をご覧になっている方は特に分かりだと思いますが、ネガティブチェック上の立地可能地は、そう多くありません。

そうした状況で、ネガティブチェックの後、公募を行った際、他自治体の11事例からすると楽観視出来るかも知れませんが、資料にも記載されているように、応募が皆無という可能性もあります。

その際、関係市町の推薦は、ある種のセーフティとなります。

また、我々の検討委員会で評価項目や評価基準を決めるということは、検討委員会が一番良い用地を分かっているということになります。

については、議論の経緯を踏まえ、我々はその自負を持つ、また、その位の覚悟で評価項目や評価基準を決めなければならないだろうと思いますので、当然、本検討委員会による推薦が出来る可能性は、残しておいていただきたいと思います。

また、先程来、黒須委員から意見をいただいている今迄のやり方というのは、特にこの30年、実は現状の問題なくするための都市計画として機能させてきました。

そういう意味からすると、都市計画の責任は、少子高齢化の話も含め、第1回会議で申し上げましたが、要は、ネガティブチェックだけで都市計画を機能させてきた中、これからの新しい施設のあり方のような夢を語るときに、実はネガティブチェックから得た結果の用地に、問題ない施設を建設したのでは、未来に繋がらないところがあるので、そこにポジティブな政策的戦略的な視点をどう取り込んでいくかというようなことも重要になります。

多分、他事例はない可能性もあることを少し視野に入れると、この検討委員会のコミットメントな指先が掛かる位のところは、出来れば今の議論の段階では残しておいていただければありがたいと考えています。

寺嶋均（委員長）

皆さんの意見をまとめると、公募と関係市町による推薦は行い、本検討委員会による推薦も、現在地や最適地を睨んだ場合に必要となる。

つまるところ、全ての抽出手法を選択肢として残しておくということです。

また、前回の比較検討地について、何ヶ所を比較対象地とするかは、今後の問題ですが、様々な可能性を含め、出来るだけ手を挙げていただき易いような形にしておくことが、よろしいのではと思います。

朝日大輔（コンサルタント）

公募は、決定ということだと思います。

関係市町からの推薦も異論がないようです。

なお、前回の6ヶ所の内、現在地についても、印西市に確認することが出来るかと思しますので、その確認を行えば、検討委員会による推薦の流れはなくなってくるのかなと思います。

岩井邦夫（委員）

印西市が現在地には建設しないとありますが。

朝日大輔（コンサルタント）

前回の6ヶ所の状況を組合から関係市町に確認することが考えられます。

検討委員会としては、公募と関係市町による推薦をセットで行うという流れも見えてきました。

岩井邦夫（委員）

問題は、現在地の扱いです。

朝日大輔（コンサルタント）

そうです。

亀倉良一（委員）

現在地の扱いですが、前回の検討委員会では、比較検討地を関係市町から推薦して貰い、

それに現在地を加えて検討するという考え方でした。

最終的に推薦のあった5ヶ所に、現在地を加えた6箇所を対象に比較評価し、9住区、現在地、印西市①を上位3ヶ所として、管理者に報告した経過があります。

この経過は、軽んじられないという気がします。

仮に、現在地を外すにあたり、管理者の意向という理由だけでは、色々と議論が生じるところだと思います。

ですから、きちんと議論しなければいけません、現段階で現在地を外す理由はないと思います。

また、事務局に質問ですが、9住区は、3月頃に管理者がURから購入の確認を求められたが、もう保留しないで良いと答えたという話で、これは、管理者・副管理者の一致した見解による手続きですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

管理者・副管理者の一致した見解です。

亀倉良一（委員）

9住区は、物理的に駄目という理解で良いですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

物理的に駄目ということではなく、組合からURに対し、9住区を販売せず確保し続けていただくをお願いをする根拠及び理由がないということです。

岩井邦夫（委員）

販売済かどうかは、分からないですか。

高橋康夫（事務局：主幹）

分かりません。

藤森義韶（委員）

9住区は、地質の状況を見ても、やはり建設は無理だということになると思うので、9住区は外して良いと思います。

あるとすれば、現在地をどうするかの問題です。

やはり現在地は、関係市町による推薦の手続きをしても、推薦されないと思います。

河邊安男（副委員長）

関係市町による推薦は、他の自治体に所在する用地も推薦可能と出来ませんか。

土田寛（学識経験委員）

それは、下ごしらえが必要な気がします。

山口進（委員）

用地検討委員会が用地を検討することの前に、関係市町のこれからの考えというものがあると思います。

今後の人口推移や予算などに対する関係市町の考え方を先ず基本にしておかないと困ると思います。

また、敷地面積、施設規模、付随する地域振興事業など、出来るか出来ないか、希望しているか希望していないか、そうした諸々の考えを把握した上で、必要予算を算定し、関係市

町の負担額を勘案しながら各首長に良く相談して貰うべきと思います。

その場合に、どの位の面積で、どの位の規模で、どういうものを建設するのがよりベターであるかというのを先ず示して貰い、それを基本としながら検討することが良いと考えています。

岩井邦夫（委員）

先に関係市町が考え方を固めるべきであることは、仰るとおりです。

しかし、それを放棄したので、この検討委員会で検討しています。

山口進（委員）

放棄されても、やはり各首長は、それぞれ考えがあると思います。

渡邊忠明（副委員長）

前回会議で、寺嶋委員長から報告がありましたが、どのようなコンセプトで、どれ位の規模で、どのようなものを造るかというのは、ごみ処理基本計画検討委員会で検討し、早めに報告していただけたということなので、それを受けて我々は検討を進めれば良いので、関係市町の首長の意見を求める必要はないと思います。

岩井邦夫（委員）

コンセプト等は、ごみ処理基本計画検討委員会で決定するのではなく、ごみ処理基本計画検討委員会は管理者に答申し、その後、管理者・副管理者が決定します。

柴田圭子（委員）

管理者・副管理者の考えがまとまってない中で、検討委員会が設置されました。

諮問を受けている立場として、管理者・副管理者の基本的な考え方をはっきりして貰いたいことから、冒頭の要請書を会議に提出するに至っています。

そもそも、基本的な考え方が全くない中で、検討が進んでいるのが実情だと思います。

寺嶋均（委員長）

管理者等に相談しても、施設の基本構想を示して貰うのは、実際問題として難しいと思います。

ごみ処理基本計画検討委員会から報告のある方針に基づいて、予備地、リサイクルプラザ、炉数、施設規模などの基本構想を固めるにあたり、ある面では、用地検討委員会も関わらざるを得ない場合があると思います。

その結果として、このような施設が出来ますという概略的なものを公募の条件として示すこととなります。

岩井邦夫（委員）

しかし、ごみ処理基本計画検討委員会では、従来通り、将来人口と1人当たりの排出原単位を見て、何トン/日になりますという結論しか出さないと聞いています。

例えば、燃焼方式や炉数などは、一切報告されませんので、いずれは、どこかで決めないといけません。

寺嶋均（委員長）

本論に戻り比較対象地の抽出手法について、公募は2ケースあるので、5つの手法に関し皆さんの意見を確認しているところですが、とにかく公募は先んじてどんどん進める必要が

あると思います。

また、全部の手法を残しておけば、現在地の問題自体が、自ずと今後の検討課題になるかも知れません。

岩井邦夫（委員）

公募を行った際の応募地は、比較検討をするので、その際、現在地は1つの基準になると思います。

ついては、現在地を検討委員会で推薦するのではなく、あくまでも応募地を比較検討するときに、現在地と比べて良いとか悪いとかという意味合いの1つの基準として特別に残しておくことを提案します。

最終的に、現在地しか候補地がないという場合もあるかも知れませんが、現在地はそうした理由で絶対に残しとくということを決めたらどうでしょう。

黒岩七三（委員）

賛成です。

公募を行うにしても、関係市町の意見を聞いて、関係市町が現在地を推薦しなかった場合は、検討委員会が現在地を1つの比較対象地として、絶えず位置付けるということです。

それであれば、今日、決定するのは、2つの公募及び関係市町に聞くことで良いと思います。

岩井邦夫（委員）

異議なし。

土田寛（学識経験委員）

新たな基準、新たな評価の中で、1から全部考えることで良いのではと、少し思ったのですが。

寺嶋均（委員長）

新たに考えるという、その中身はどのようなものですか。

岩井邦夫（委員）

もちろん評価基準は、新たに考えなければならないと思います。

土田寛（学識経験委員）

新たに考えるのであれば、先程のスクリーニングの話ですが、前回検討の成果も、ある種、雛形として使える部分が多分にあると思うので、現在地は質で残るのかなと思います。

岩井邦夫（委員）

現在地を対象外にするということですか。

土田寛（学識経験委員）

現在地を対象外にせず、全てを対象にします。

関係市町の全域を対象にして、候補地を絞り込むということです。

岩井邦夫（委員）

どうやって現在地を比較対象地にするのですか。

土田寛（学識経験委員）

公募でも推薦でも可能だと思います。

柴田圭子（委員）

自薦もありますから。

土田寛（学識経験委員）

評価基準の決め方による可能性というものもあります。

柴田圭子（委員）

検討委員会は、評価基準を検討することや、適地としての評価を行うことが所掌事務であり、検討をする委員会が比較検討地を推薦することや、このような土地はどうでしょうかというところまで踏み込むのは、どうなのかなと思います。

土田学識経験委員の仰るように、全域を対象として自薦も他薦も可能だとすると、現在地が残るかもしれませんが、そのために、本検討委員会による推薦という手法を残しておくのは、少しおかしいような気がします。

岩井邦夫（委員）

現在地は、絶対に自薦でも他薦でも挙がってこないと思います。

柴田圭子（委員）

それを理由に、本検討委員会による推薦を残すのもおかしいですね。

岩井邦夫（委員）

おかしいです。

渡邊忠明（副委員長）

ですから、前回計画の6ヶ所の部分を残しておけば自然と現在地が残るし、新しい用地を比較する際、現在地は物差しとして位置付けられます。

土田寛（学識経験委員）

この検討委員会が成立しているのは、9住区と現在地が否定されたからではないのですか。

亀倉良一（委員）

現在地は、公的には否定されていません。

寺嶋均（委員長）

皆さん、色々な意見があるようです。

亀倉良一（委員）

公募と関係市町の推薦は問題ありませんが、2年間検討してきた前回手法の比較検討地5箇所+現在地を現段階で排除する理由がありません。

排除するのならば、きちんと理由を出すべきです。

公募により抽出される土地、関係市町で推薦される土地、それと、前回手法の比較検討地5箇所+現在地を全て比較対象地にして絞り込むことは出来ます。

渡邊忠明（副委員長）

ネガティブな基準と、土田学識経験委員の仰るポジティブな基準を重ね合わせて、浮かび上がってきた土地を推薦するということですね。

土田寛（学識経験委員）

推薦というのは誰がするのですか。

渡邊忠明（副委員長）

この検討委員会です。

亀倉委員が仰った抽出手法の組み合わせで、ネガティブなフィルターと、土田先生の仰るポジティブなフィルターを両方掛け合わせて、浮かび上がってきた土地を検討委員会が推薦すれば良いと思います。

土田寛（学識経験委員）

本委員会による推薦がおかしいのではというご意見がありますが。

鬼沢良子（学識経験委員）

推薦ではなく、要するに評価ですよ。

評価した結果、この用地が残りましたということで良いのではないですか。

岩井邦夫（委員）

端的に言うと、本検討委員会による推薦は止めて、あくまでも、公募及び前回手法の比較検討地5箇所＋現在地の全部を検討するということですか。

渡邊忠明（副委員長）

それと関係市町による推薦です。

岩井邦夫（委員）

関係市町による推薦は、公募の1つですから。

行政が所有する土地ということもあるかも知れませんが。地権者が了解しないと、関係市町は推薦出来ないのだから、公募扱いにすれば良いと思います。

寺嶋均（委員長）

あえて公募と関係市町村による推薦を分ける必要はないと思います。

岩井邦夫（委員）

前回計画のように、1自治体から1ヶ所を推薦などと決めているわけではありませんし。

土田寛（学識経験委員）

ある種、セーフティとして、関係市町による推薦はマストです。

渡邊忠明（副委員長）

皆さん、考えていることは同じで、表現が違うだけです。

岩井邦夫（委員）

そうですね。

寺嶋均（委員長）

整理すると、本検討委員会による推薦は、評価項目の検討や、比較対象地の評価を担当する検討委員会が、比較対象地を推薦するはおかしいのではという意見が、岩井委員と、柴田委員からありました。

本検討委員会による推薦を外して、前回手法の比較検討地5ヶ所＋現在地の欄を生かしておけば、現在地は検討の対象になります。

公募を早く行いたいという事務局の意向もありますが、理屈の整理を含め、今日出された意見を踏まえた整理を事務局で少し考えて貰いたいと思います。

本日の段階では、公募の自薦他薦、関係市町による推薦、そして、本検討委員会による推

薦は、一応外しておいて、前回手法の比較検討地5ヶ所+現在地を残すということでどうでしょうか。

前回手法の比較検討地の内、残すのは5ヶ所なのか3ヶ所なのかという問題は残りますが、

岩井邦夫（委員）

前回手法の比較検討地5ヶ所は、当時の関係市町村から推薦のあった用地ですから、現時点で比較対象地として生きているのか、確認する必要があると思います。

ただ、現在地だけは別だと思います。

土田寛（学識経験委員）

前回手法の比較検討地5ヶ所+現在地は、関係市町による推薦の内数ということで良いですね。

岩井邦夫（委員）

そうです。内数です。

土田寛（学識経験委員）

それであれば、良いです。

岩井邦夫（委員）

過去に、当時の関係市町村が推薦しただけですから。

寺嶋均（委員長）

色々と思いましたが、本検討委員会による推薦という抽出手法を外すことで、事務局として支障はありますか。

高橋康夫（事務局：主幹）

検討委員会で決めていただければ、よろしいかと思います。

寺嶋均（委員長）

分かりました。

それでは、本検討委員会による推薦は外しますか。

黒須良次（委員）

公募と、関係市町による推薦の2つだけで果たして良いのか、少し懸念が残ります。

資料の表の頭には、本委員会による推薦という言葉を使っていますが、これはあくまでも、表題にあるように、比較対象地の抽出です。

比較対象地の抽出で、最終評価の推薦ではありません。

先程も、本委員会の最終答申のような話とごっちゃになっているので、おかしいなと思っていました。

場合によっては、公募とは関係市町による推薦というものは、限界があると思いますので、基本的には完全に外すのではなく、本検討委員会が代案として独自に抽出することも必要だと思います。

第1には、公募と関係市町による推薦を形式的に一緒に行うことで構わないと思いますが、公募と関係市町による推薦がおぼつかない様なときに、先程、土田学識経験委員から説明があったように、ネガティブ情報、立地可能情報、適地情報は、我々が持つので、それを上手く活用して、用地を抽出する選択肢だけは残しておかないと、お手上げになってしまい、委

員会が途中でパンクしてしまうこともあるのではと、少し心配しています。

岩井邦夫（委員）

選択肢として残すということであれば、賛成です。

公募を行ったところ、まともな土地の応募がなく、評価しても良い結果が得られないときに本検討委員会による推薦で、何とかしなければならないという意味でしたら、まだ分かるのですが、最初から本委員会による推薦を行うのは、他の抽出手法と優位性が全然違いますよね。

ついては、また裏で何かやっているのかという話になるので、これは、絶対避けたいと思います。

要するに、どうしようもない場合は、何とかしなければいけないので、本検討委員会での推薦するという事です。

ただし、推薦という言葉は良くないかも知れません。

黒須良次（委員）

あるいは、先程、岩井委員が仰ったように、比較の指標になるという部分で、例えば、地域の住民の皆さんが良く知っている土地と比較のために、また、評価結果の分かり易さを伝えるために、ケースとして当該適地を抽出することもあるでしょうし、やはり検討委員会の機能がせっかくあり、色々なことを分析するのですから、その機能は上手く使うべきだと思います。

岩井邦夫（委員）

ただ、本検討委員会による推薦を最初から表立って行う必要はないと思います。

黒須良次（委員）

それはそうだと思います。

岩井邦夫（委員）

それでは、公募の意味がなくなってしまいます。

渡邊忠明（副委員長）

だから、前回手法の比較検討地5ヶ所+現在地を残すんですよ。

黒須良次（委員）

残すのですか。

条件付きで残すということですか。

岩井邦夫（委員）

残すことになりましたよね。

ただ、関係市町に確認する必要がありますが。

黒須良次（委員）

推薦出来るかどうかを確認するということですよ。

岩井邦夫（委員）

はい。

もう売ってしまったとか、別な用途に使うとか、あるかも知れません。

黒須良次（委員）

要するに、前回手法の比較検討地 5ヶ所＋現在地については、現状使えるかどうか、それから、各構成市町が再度推薦したいかどうかを確認するということですね。

岩井邦夫（委員）

そういうことです。

川砂智行（事務局：副主査）

色々のご意見をいただきましたが、先程、資料のご説明の際、冒頭で申し上げたように、本日は、比較対象地の抽出手法に関する 1 回目の審議なので、このまま結論まで達することは難しいと思います。

ついては、会議録を早急に作成しますので、会議録上でも確認いただいて、もう 1 度改めて整理していただきたいという提案が 1 つと、後、確認しますが、皆さん公募に異論がなく、実施を決定していただければ、事務局としては公募の準備作業を早速進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

柴田圭子（委員）

適地や不適地を示しながらの公募と、どこでも良いという公募では、公募に踏み切る時期が全然違いますが。

川砂智行（事務局：副主査）

色々なパターンの公募を想定しながら、準備作業を進めるということです。

柴田圭子（委員）

分かりました。

寺嶋均（委員長）

全体の作業が遅れていることもあり、事務局は出来るだけ早く進めたいのだと思いますが、公募を実施することに関し、この検討委員会として承認するという事で、よろしいでしょうか。

後、検討委員会による推薦や、前回手法の比較検討地 5ヶ所＋現在地の議論は、事務局で本日の発言をまとめ易いような形に整理し、次回会議で結論を出すということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」との発言あり）

次第 8 事業推進手法の比較②－5－1
（用地の比較評価項目等について）

寺嶋均（委員長）

次第の 8 番、事業推進手法の比較に関する「用地の比較評価項目等について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

資料の3ページと、参考資料③の2/2、5-1番、また、参考資料④も合わせてご覧ください。

参考資料④は、先程も少し触れましたが、第2回会議で既に提出した参考資料のうち、本件に関係する部分を抜粋したものです。

この用地の比較評価項目ですが、こちらも、本日、最初の審議となります。

前回計画では、25の比較評価項目を掲げましたが、これまでの会議などにおいて、「活断層の有無」及び「液状化の危険度」、これらを比較評価項目に加えるべきとの意見を既にいただいています。

事務局としては、他の自治体の例なども参考としながら、そういった比較評価項目の追加をはじめといたし、逆に、不必要な項目の削除、類似する項目の統合、さらには、項目の分割などにより、前回計画で掲げた25項目を精査していただければと考えています。

それでは、資料の3ページですが、こちらも、コンサルタントから、説明します。

朝日大輔（コンサルタント）

資料の1番左側、前回検討委員会抽出欄は、前回計画で採用した比較評価項目です。

小項目としては、敷地面積からリサイクルプラザまで25項目あります。

その欄の右隣は、佐久市の公募事例における評価項目です。

その右隣は、町田市の検討委員会抽出事例における評価項目です。

町田市は、土地の利用状況が、人口密集地と農地が混在するなど、印西地区に近いロケーションでしたので、挙げました。

その右隣は、三鷹市・調布市の検討委員会抽出事例における評価項目です。

三鷹市・調布市は、検討委員会の視察先として決定した場所であり、また、以前、委員から、市民が参加した参考となる用地選定だという意見をいただいたので、挙げました。

この資料の見方は、基本的に25項目がどういう並びになっているのかを一覧で見ていただくために、前回計画の項目にないものは、ハッチングを掛けています。

例えば佐久市の場合、検討地の状況の地勢のところですが、土地利用状況というものが前回計画にはなく、佐久市にはあります。

同じように、三鷹市・調布市の場合、土地利用の現況というものが前回計画にはなく、三鷹市・調布市にはあります。

特段、この中で、ご覧いただきたいのは、1番左側ですね、リサイクルプラザの下にあります合意形成・用地取得・費用という欄です。

ここは、前回計画ではありませんでした。

先程の審議では、公募を先ず軸にしましょうということで決定しましたので、公募の事例では、佐久市の1番下を見ていただきたいのですが、地元の理解度・協力度をヒアリング・意見交換から記述により評価というものがありません。

これは、公募の事例の特異な部分になりますが、これを入れるか入れないかというのも、今後、大きな課題になると思います。

この資料は、あくまで他の事例を並べたものになるので、参考資料④、6/7、7/7の

各種項目について、皆さんで議論していただきたいと考えています。

寺嶋均（委員長）

比較評価項目は、他事例も参考としながら不足している評価項目があれば追加、あるいは、もっと括ってしまっても良い評価項目などについても、意見を出してください。

なお、4時を過ぎていますので、その意見出しを約15分位で終えて、その後、先程の意見書についての審議を行いたいと思います。

このホワイトボードを使って、皆さんの意見を書き出して貰えますか。

それでは、私から意見を出したいと思います。

検討地としての適性、その法令関係で、災害の危険性とあります。

印西地区は利根川の流域なので、洪水・冠水するような地帯というのは、危険地域として外しておいたほうが良いと思います。

これは、自治体でハザードマップを作成していると思います。

それから、検討地としての適性の中で、新しく項目を起こして貰いたいのは、収集運搬効率です。

収集運搬効率は、資料の他事例では、環境影響評価のところに入っていますが、収集運搬効率は、ごみ重心・人口重心から外れると、30年間なら30年間の間に、大変な費用負担になる場合があるので、収集運搬効率を検討地としての適性の最後の空欄に加えてください。

岩井邦夫（委員）

前回計画の環境影響評価①のところにありますね。

寺嶋均（委員長）

これは、収集運搬車のCO2なので、生かしておいて良いと思います。

岩井邦夫（委員）

その他にということですか。

寺嶋均（委員長）

はい。

収集運搬効率の項目は、経済性の面で非常に大事な項目になります。

岩井邦夫（委員）

町田市でも他の市でも環境影響評価の中に入れていますが。

朝日大輔（コンサルタント）

これは、少し中身が違いますが、前回計画では、この地球環境のところでCO2として、挙げていたので、その欄に合わせる形で入れており、基本的に検討していることは、それ程変わりません。

渡邊忠明（副委員長）

もちろん環境影響のほか、ランニングコストもあります。

岩井邦夫（委員）

ありますよね。

寺嶋均（委員長）

このコストが、かなり大きなウエイトとして出てくると思います。

岩井邦夫（委員）

後、交通渋滞の面もあります。

寺嶋均（委員長）

また、環境影響評価①で、地球環境で、収集運搬のCO₂がありますが、森林地帯・緑地帯に用地を設定した場合、緑地が消失されることから、炭酸ガスの吸収能力が落ちてしまうという観点での評価軸が考えられると思います。

また、余熱利用のところですが、これが1項目で入っていますが、余熱の利用形態は、どのような形で余熱利用するのか。

非常に高度な利用の仕方・やり方もあると思いますが、現にこの印西クリーンセンターは、非常に高度な利用形態となっています。

また、ごみを焼却した際に発生する熱を電気及び熱利用を含めてどの位利用しているのかという熱利用率も考えられます。

また、熱利用のし易さ・熱利用のインフラが考えられます。

これは、上のインフラに入れたら良いかどうかとも思いますが迷うところです。

熱利用のし易さは、そういう面で、分けけても良いかもしれません。

岩井邦夫（委員）

これは別でしょうね。

寺嶋均（委員長）

それから、前回計画では、自然環境を非常に詳しく分けていますが、動植物貴重種等、生態系ネットワークの保全、生物の種類が多い生息地は、生態系の保全でまとめても良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

それは、生物多様性・生態系の保全、要するにシステムとしての生態系と、貴重種はポツポツとありますよという2つの見方がありますが、生物多様性の保全で括られると思います。

ただ、里山景観は、生かしておいたほうが良いと思います。

黒須良次（委員）

細かい話で色々と委員長にご提案いただいておりますが、先ず、基本的に大項目、中項目、小項目という順序で議論を進めたほうが良いと思います。

この検討委員会の当初、財政、経済性、万が一の災害リスクに対するマネジメント、汚染量の問題など、色々な視点からの意見があり、問題意識がありました。

それが大項目で括られていないと、小項目を議論してもあまり意味がないと思います。

この大項目は、あくまでも佐久市、町田市、三鷹・調布市における環境影響評価という視点からの項目であって、この検討委員会で先ず議論すべきは、先程議論のあったネガティブファクターである検討地としての適性です。

これは、要するに抽出要件を定め、あるいは募集要件を定めるための項目として、何を挙げるべきか、どういうデータでどこまで調査するべきかという話です。

その後、用地の募集や推薦で比較対象地が挙がってきた際の評価として、大項目の何にするべきかという議論を先ずスタートさせていただきたいと思うのですが。

寺嶋均（委員長）

小項目の括り方は、ある面では、これから造ろうとしている施設に何を重要視したら良いのかというような意味合いでの基本的な考え方に基づいて、括り方を見直したら良いのではという意見にも受け取れました。

いずれにしても、ベースは小項目になりますが、重要視する部分を対外的にはっきり主張させる意味合いでの括り方として、意見があればお願いします。

岩井邦夫（委員）

1つは、前回会議でも話題になりました国の廃棄物処理施設整備計画があります。今年度に閣議決定し、新たな5年計画が示され、それに災害時の対応というのが重要な項目として挙がっていました。

それから、地球温暖化と創エネも新たに挙がっていました。

それも、土地を決めるときに、そこまで考えるかどうかは別として、大項目の中には入れないとまずいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

括ると、施設の社会的効果というような表現になりますか。

岩井邦夫（委員）

そうですね。

表現をどうするかは分かりませんが。

渡邊忠明（副委員長）

施設の社会的効果であれば、創エネも括られます。

岩井邦夫（委員）

ただ、廃棄物処理施設整備計画を読むと、災害時の対応は、災害時に災害廃棄物がたくさん出るから、それをストックヤードで蓄えることや、処理能力を高めにしましょうというのは、書いてありますが、避難所にするというのは、書いてありません。

災害時の避難所にもするのだと、そこまで我々が踏み込むと、また、考え方が違ってきますので、そこをどうするか決めなければいけません。

寺嶋均（委員長）

廃棄物処理施設整備計画では、避難所の記述はなかったようですが、確か、災害時の避難所といった救援的な機能に関しては、循環型社会形成推進交付金要綱で、救援的な施設に交付金を出すとしています。

黒須良次（委員）

この資料を見て意外に感じました。

これは、あくまで参考資料としてならば分かりませんが、今迄の議論からすると、大項目の議論をもっと慎重に行わないと、先ず道を間違う、評価のスタートを間違うのではと思います。

今迄の議論からすると、特に地域住民が心配しているのは、経済性で、その中でも建設コストやランニングコストです。

そういった項目が先ず大項目としてあり、中項目として、建設の経済性や、あるいは、運

当面が中項目にあり、また、今、意見があったような地球温暖化の問題や、特にこの地域の住民は、市街化区域が駅周辺にあるので、要するに住民の日常生活の健康面が考えられます。

特に、3・11以降は、放射能の問題もあり、また、地球温暖化の関係で、この地域の市街化区域内における最近の猛暑の問題があり、例えば、クリーンセンターの排熱が、市街地であるこの地域に対し、ヒートアイランド現象を加速させるような要因となることは、住民の日常生活が非常に困ります。

更なる温暖化が予想されている中で、そういったことが続いて良いのかどうかですとか、要するに健康です。

地域住民の健康や日常生活に関連した項目は大項目として、挙げて貰いたいと思っています。

それから、先程、災害リスク関係が色々あったと思いますが、ここに挙げている項目は、どちらかという、自然環境や社会環境という、要するに環境アセスメント的なもので、開発行為が周辺へ与える影響の面だけであり、もう少し広い視点から大項目や中項目を検討していかないと、まずいのではと率直に感じました。

ですから、本日、このまま議論をするよりも、むしろ次回会議で、大項目を重点的に整理及び議論出来るような準備をお願いしたいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

それが良いです。

今も申し上げたように、この施設が迷惑施設ではなく、地域社会にプラスになるという面も打ち出していかなければならないので、そうした面も含めて項目立てをするべきだと思います。

亀倉良一（委員）

大体同じ意見ですが、比較評価項目は、参考資料④の2／7にある、前回の検討委員会における望ましい土地の条件は、基本にごみ処理施設として欠いては駄目な条件になっています。

それから、いわゆるごみ処理施設のコンセプトに関する部分が皆ごっちゃになっているような気がします。

余熱利用の問題や、先程少し触れられた前回の検討委員会の関係では、生態系、自然保護の問題など、次から次へと入ってきていて、例えば前回の評価結果を見ると、78点満点中、動植物や生態系に21点を配点しており、全体の中で非常に重いウエイトを掛けている結果になっています。

それが必要だという意見もあると思いますが、その辺のバランス及び性格別の区分をして、同時に、望ましい施設としてどういうコンセプトが必要なのかを検討すべきです。

例えば、余熱利用にしても、前回計画では、熱が既存の温水プールや地域冷暖房に使えるからというようなことが評価基準になっているわけですが、もっと、討論を深く検討して、先程言われた、最近の環境省の方針があるので、そういうこととも絡み合わせて、全体のバランスが取れた評価項目を作っていくとイケないと思います。

そういう意味では、各委員の意見があるかということで、小項目を羅列していくのではな

く、もっとその辺も含めて、基本的なところから検討していく必要があるのではと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

この3ページの資料は、1番左に前回検討委員会で掲げた25の小項目、中項目、大項目をそのまま転記しています。

これをベースにさせていただいて、皆さんはどのように考えるのですかという意見をいただきましたが、この資料では検討が難しいというような意見がある中、既に幾つか小項目と大項目の案をいただきました。

また、黒須委員からは、これまでの議事を反映した大項目を先ずは検討すべきとの意見もいただきました。

これらを勘案し、比較評価項目の小項目及び中項目、大項目の分類も含めて、改めて事務局案という形で、資料提出したいと思います。小項目に加えたい項目や、検討の切り口に関する意見をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、そういったものがあればこの場でご意見を出していただいて、それをこれからの資料作りに反映したいと思います。いかがでしょうか。

河邊安男（副委員長）

時間が限られているので、意見は、この後、メール等で提出するやり方もあると思います。

また、資料ですが、色々意見が出ているように、国の方針等を踏まえて、事務局である程度の形のものを作ってから議論する方向にしたほうが、よりスムーズに検討が進むと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

承知しました。

亀倉良一（委員）

余熱利用に関わるとは思いますが、高効率発電の条件を是非入れて欲しいです。

渡邊忠明（副委員長）

環境省の今後の廃棄物処理施設整備の在り方も頭に入れて整理されたら良いと思います。

寺嶋均（委員長）

色々な意見をいただきましたが、新しい施設の基本構想なるものを反映した形で、評価の枠組みを作ったらどうかということも含めて、事務局で整理してください。

また、比較評価項目で気付いた点があれば、事務局へ意見をメールしてください。

よって、比較評価項目は、次回会議に持ち越し、更に詰めるということにします。

次第9 その他

寺嶋均（委員長）

最後のその他ですが、亀倉委員、黒須委員、柴田委員、藤森委員からの連名で提出のありました、管理者などへの別紙質問書の提出についての要請を議題とします。

このような質問書を管理者・副管理者へ提出することに関し、皆さんの意見をお願いしま

す。

河邊安男（副委員長）

何点か確認したいのですが、管理者・副管理者の3名へ質問書を提出し、回答は、この3名からそれぞれいただくという考え方でよろしいですか。

亀倉良一（委員）

私共は、そういうふうに思っております。

河邊安男（副委員長）

それと、3名の方が、それぞれ意見が相違したときに、どのような対応をするのですか。

亀倉良一（委員）

意見が相違していれば、それを前提として審議を進めるということです。

河邊安男（副委員長）

ということは、今迄検討してきたことが、元へ戻ってしまうこともあり得るということになるのでしょうか。

亀倉良一（委員）

元に戻るとは、どういうことですか。

河邊安男（副委員長）

今迄検討してきたものが、この回答によってガラッと変わってしまうと、最初からやり直しになってしまうということです。

あまり前へ進んでいるとは思いませんが、これまで4回の会議を開催してきました。

これまで、色々な意見が出ましたが、回答によっては、最初からやり直すことになるのかどうか知りたいです。

亀倉良一（委員）

私共の意図は、要請書に書いてあるように、管理者は、白紙撤回と言っていますが、副管理者は、それに同意しているわけではありません。

普通、考えられない状況だと思います。

それでも検討委員会が立ち上がっていますが、管理者と副管理者の意見は、どこが違うのか、本当に違うのか、その辺を我々の前で公式にはっきりと説明されたことはありません。

第1回会議では、事務局から、これまでの経過の一覧表が提出されました。

その資料で説明しているという話でしたが、印西市から9住区の白紙撤回が申し入れられ、それに対し、組合としてどういう対応を取っているのかというところまでは書かれていません。

我々は、今迄の色々な情報により、管理者と副管理者の意見が違うらしいと認識していますが、明確に示して貰いたいと思います。

それが示されない中、我々は何となく管理者と副管理者の見解が一致しているのだと思い込んで、色々検討を進めた結果、今迄と全然違う答申、今迄と無関係な答申となった場合、もし、今迄の方針で正しいと考えている人達がいるとしたら、その人達に対して、前回の方針と違う理由をきちんと説明しなければなりません。

そういうことがあるので、やはり、議論のポイントがどこにあるのかということ当事者

に聞き明らかにして、我々は、それを踏まえて審議を進めなければならないという考えです。

河邊安男（副委員長）

質問書の①番は、前回計画検討委員会の会議録や資料等を読むと①番に書かれている通りかなと思いますが、それでもこのような質問は出さなければならないのでしょうか。

亀倉良一（委員）

立場を確認したいのです。

土田寛（学識経験委員）

質問書の①番、②番は、今、河邊学識経験委員が仰った通りです。

また、冒頭に説明を受けた全員協議会における現在地に造らせないという話は、良く分からない話ではありますが、③番で、3箇所候補地を選定した判断について、その後の諸条件の変化を勘案し、妥当性を検証してと書いてあります。

主体は委員会が行うべきということになっていますが、その3箇所には造らせないということが、何となく文字面で明らかになっている中、検討委員会は、その3箇所を入れて検討しますよということを正面きって投げかけているので、管理者・副管理者は、答えられないと思います。

管理者が、公式非公式を通じてやらせないと言っているのに、管理者・副管理者に対し、検討委員会が表立って見解を聞いてしまうと、答えられないと思います。

亀倉良一（委員）

③番は、管理者・副管理者に聞く話ではありません。

土田寛（学識経験委員）

しかし、末尾に貴職の見解をお示しく下さいと書いてあります。

岩井邦夫（委員）

それこそ聞きたいことなのでは。

土田寛（学識経験委員）

そこを聞きたいことは分かりますが。

亀倉良一（委員）

聞きたいというのは、このように我々は検討していこうと思っているのだけれども、管理者・副管理者は、それで良いのですかということを確認したいです。

こういうルールの上で検討していくという検討方向です。

土田寛（学識経験委員）

やらせないと言っているので、「検討するのは自由ですが、答申の段階で切ります」と回答されてしまう可能性があります。

岩井邦夫（委員）

やらせないと言っているのは、管理者だけで、副管理者の2名は言っていません。

よって、どうなるか分かりません。

土田寛（学識経験委員）

何れにしても、どうなるか分かりません。

亀倉良一（委員）

ですから、そこをはっきりして欲しいです。

藤森義韶（委員）

先日の全協では、管理者からは、やらせないという発言がありましたが、副管理者からは、我々は管理者とは考え方が全く違うという発言もありました。

よって、管理者と副管理者は、やはりこの問題について意見が違います。

見解が不一致のまま検討が進んだ際、結論が本当に出せるのかどうか分かりませんので、我々は質問書の提出を提起するものです。

岩井邦夫（委員）

そうですね、そこが1番心配ですね。

藤森義韶（委員）

そこを1番心配しています。

河邊安男（副委員長）

そうすると、質問書を提出して見解を確認しないと検討委員会は前へ進まないという捉え方をしているということですか。

亀倉良一（委員）

冒頭での柴田委員からの意見ですが、結局、管理者・副管理者は、見解が不一致のまま、検討委員会に結論を投げられたという形にもなっています。

検討委員会の委員として我々は議論し、1つの方向としての結論を打ち出さなければなりません。③番に記載しているように、我々は前回計画の結論を先ず検証し、その上で、新しい方針を決めていくというやり方について、管理者・副管理者の了解を得たいという感じがします。

河邊安男（副委員長）

諮問されているので、あえて管理者に了解を取らなくても、この検討員会で決めて良い問題だと思えます。

亀倉良一（委員）

その諮問というのも、結局、白紙撤回を前提にして検討しろというのであれば、比較的簡単に出来ます。

しかし、白紙撤回自体を認めていない決定権者もいるので、その辺については、例えば管理者が1番決定権を持っているわけだから、管理者の意向を重視するというのであれば、副管理者に対し、管理者の意向に沿った形で検討を進めることを了解して貰い、そういうルールの上で検討を進めることが出来ます。

管理者は言っていることがはっきりしていますから分かりますが、副管理者は表面上、少なくとも前回計画の検討結果側に立っています。

副管理者は、検討委員会を立上げることに賛成したので、一応そういう方向は、半ば認めているのだと思いますが、今更余計なことするとならないように、前回計画の再検証をすることに対し、了解するかどうか確認したいと思えます。

そうすれば、我々の審議も、やり易くなります。

山本博久（委員）

先程の、この要請書をどう扱うかという話ですが、4名の委員が質問書を提出されることについては、その方々の考え方ですから良いと思います。

岩井邦夫（委員）

違います。

用地検討委員会として質問書を提出する要請です。

山本博久（委員）

取りあえずは良いと思います。

亀倉委員が、今仰っていたことは、一応、前の管理者、副管理者、議会、全てが9住区で了解していました。

印西市長選以降、新しい管理者が白紙撤回を明言しましたが、既に9住区で決定した後、いきなり一方的に白紙撤回だと言われても、副管理者は、「分かりました」とは言えません。

それならば、我々が賛成出来る代替案を早く示していただいて、その代替案で進めましょうということです。

その代替案を作るために、今回の検討委員会が設置されたと理解していましたが、違うのでしょうか。

亀倉良一（委員）

表面的にはそうだと思いますが、しかし、3箇所を選定した際、きちんとした理論立てがあるわけです。

例えば、余熱利用の問題や、CO2の問題、そういうことをこの3箇所であれば、他よりも良いということで絞り込み、そういう理屈で選びました。

しかし、9住区は別として、こういうことも含めて、今迄の検討課題、検討理由、それとは別に代替地だけ揃えれば良いのかということではないだろうと思います。

そういう意味で、土地の選定と、その背後にあるビジョンと、それらを一体として決められてきたわけですから。

だから、ただ、新しい土地をどこでも探せば良いということではなくて、ここを選んだ背景にある考え方・コンセプトがどうだったのかということをも1回叩かないと、新しい土地を選ぶにしても、話が繋がっていかないとします。

そういう意味で、とにかく検討手法だけでも、一応、3者に認めて貰い、その上で我々が検討を進める必要があると思います。

そうすれば、ポイントが絞れるという考えです。

山本博久（委員）

管理者は、もちろん現状と将来的なことを考え、ある程度、政治判断というものを含んで、仕事を進めるとは思いますが、なぜ、住民委員を公募したかということ、そうした政治判断とは別に、住民としての判断が求められているのだと思います。

そういう意味では、逆に管理者・副管理者の意見のようなものに影響されずに検討したほうが、良いと思っています。

しかし、管理者・副管理者への確認が必要だという人は、もちろんいらっしゃると思いま

すので、それを駄目とか良いとか言うつもりはありません。

岩井邦夫（委員）

質問書の①番、②番は、事実関係間違いありませんかということですが、これは皆さん知っていて間違いないと思いますので、再度聞くのは、少し失礼だと思います。

問題は③番で、前回計画の3箇所を候補地として、更に公募で選んだものを比較検討してよろしいでしょうかということは、聞く必要がないと思います。

きちんと諮問書に、この検討委員会で検討してくれと書いてあるのだから、管理者・副管理者の見解が統一しているのなら良いですが、管理者・副管理者がどう考えているかは別として良いと思います。

現在地には造らないと管理者・副管理者が決めたのなら従うしかありませんが、意見が相違しているので、我々の意見として答申すれば良いと思います。

よって、わざわざ、見解を確認する必要はありません。

見解を確認しても、相違する2つの答えしか返ってこないことから、益々我々は混乱します。

寺嶋均（委員長）

前回の検討委員会も、時間を掛け、専門家も入り、非常に立派な評価をまとめています。

その検討委員会が出した結論に対して、良く説明されてないままに自治体の判断だけで白紙撤回すること自体が、中々理解し難いものがあります。

今回、この検討委員会でも色々検討して、どこかの場所を選定したとしても、また同じような形で処理されたのでは、やはり非常に困る点があると思います。

土田寛（学識経験委員）

表現が稚拙で恐縮ですが、やぶ蛇になってしまうと思います。

諮問事項は明記されているので、見識ある検討委員会として、わざわざ政治的なところに片足を踏み込まなくても、この会議できちんと議論さえしていれば良いと思います。

また、行政と検討委員会は、あくまで諮問と答申の関係でしかありませんので、最終的な決定は、自治体側が判断します。

よって、諮問側の見解がないと答申が出来ないということ自体、全体の色々なシステムの欠陥を正面から否定・指摘することになります。

逆に今、投げ掛けてしまうと、「それならば検討しなくて良い」と言われて検討委員会が終わってしまうような気がします。

柴田圭子（委員）

私達が現在地を盛んに比較対象地に入れようとしている中、管理者は公式な場で、現在地には造らせないと発言していますが、逆に、副管理者が、どう認識しているのかを少なくとも確認したいです。

そうしないと、現在地の扱いの関係で、凄く時間が無駄になると思います。

土田寛（学識経験委員）

現在地を無理に入れようとしているわけではなくて、あくまで、全体が対象になっているので、現在地はワンオブゼムだと言えば良いです。

柴田圭子（委員）

そうではなくて、管理者の発言に副管理者が同調しているのであれば、現在地を無理やり比較対象地に入れて、そこに時間を掛けることもないので、その辺は確認したほうが良いと思います。

亀倉良一（委員）

土田学識経験委員の話ですが、逆に言うと、こういう問題を投げ掛けることによって、管理者・副管理者の意見を1つの方向へ揃えたいということです。

恐らく、副管理者は、「白紙撤回はとんでもない」とは回答しないと思います。

考え方としては、我々がこの働き掛けをすることで、管理者・副管理者の意思を1つにするきっかけを与えようということです。

岩井邦夫（委員）

それは期待しないほうが良いです。

問題の根が深いので、この質問だけで変わることはないと思います。

亀倉良一（委員）

それならば尚更、どこに問題点があるのかをえぐり出しておいたほうが良いと思います。

柴田圭子（委員）

少なくとも管理者・副管理者で、協議の場は持つと思います。

今は、3人共全く知らん顔でバラバラです。

副管理者は諮問に合意しているわけですから、少なくとも協議して、真剣に取り組もうという姿勢をやはり管理者から示して貰いたいと思います。

前回のごみ処理基本計画検討委員会の会議では、意見を聞きたいから管理者を呼べという委員発言もありました。

やはり、なぜ諮問をしているのかを管理者・副管理者は理解していないというか、はっきりしてないので、管理者・副管理者は意思疎通をきちんと図って貰いたいと思います。

船頭ばかりで、私達はしたら良いのかということです。

鬼沢良子（学識経験委員）

住民委員の皆さんは、これまでの経緯があるので、色々意見あると思いますが、例えば、管理者にしても、永遠に管理者であるわけではありません。

もしかしたら、変わる可能性もあります。

先程、山本さんが仰ったように、政治的判断ではなくて、やはりこの地域の住民として、どうあるべきかという本当にフラットな立場で検討するのが、この検討委員会だと思います。

よって、色々なことがあるけれども、それに左右されずに検討委員会の会議で検討して、私達はきちんと結果を出しましたということのほうが、良いと思います。

岩井邦夫（委員）

賛成です。

鬼沢良子（学識経験委員）

土田学識経験委員と同じように、やぶ蛇になるという気がします。

藤森義韶（委員）

この検討委員会を作る前に、大前提が欠けたのだと思います。

つまり、3人の管理者・副管理者は、組合を代表する立場なので、この検討委員会を代表する者でもあるわけです。

3人が同等な権限を持っていて、意見が違うという基本的な問題があるのに、諮問を投げ掛けました。

やはり、先ず基本的なことだけは確認しておく必要があると思います。

そうしないと、最終の段階で、ひっくり返ってしまいます。

それはそれで良いかも知れませんが、我々の努力は何だったのかということにもなり兼ねません。

鬼沢良子（学識経験委員）

検討委員会で時間等を掛けたのにも関わらず、ひっくり返ったら、地域住民からしたら、やはりおかしいということになりますよね。

藤森義韶（委員）

そういうことを出来るだけ避けたいと思いますが、この検討委員会が質問書を提出することで一致しなければ、取り下げたほうが良いだろうと思います。

論議しただけでも良いと思います。

山本博久（委員）

先程、3人の管理者・副管理者の見解が1つになってないから、質問書を投げ掛けることで、1つになって欲しいという話がありましたが、ある意味では、今回の2つの検討委員会が住民の意見として答申することで、管理者・副管理者も待ったなしという状況になります。

そこで初めて管理者・副管理者が1つになって、1つの目的のために動かざるを得ない状況になるのだと思います。

つまり、我々が結論を出すことで、3人の管理者・副管理者が一緒になって造っていこうという方向性になると思います。

については、この検討委員会の結論を早く出すことが、1番望ましいと思います。

亀倉良一（委員）

決を採って決めるようなことではないと思うので、反対している方がいる以上、無理だということとは理解しました。

山本博久（委員）

私は、反対はしません。

4人の方が提出したいと思うのならば、そうしたほうが良いと思います。

亀倉良一（委員）

委員会として提出する要請です。

藤森義韶（委員）

この件に関しては、まとまらないので、委員会として提出することは、取り下げたほうが良いと思います。

会議録として残りますので。

寺嶋均（委員長）

提案者の1人である藤森委員から取り下げの意見がありましたが、この検討委員会として、この要請書及び質問書の取り扱いは、一先ず差し控えることとします。

渡邊忠明（副委員長）

確認しますが、今の議論は会議録として残りますか。

岩井邦夫（委員）

要請書の提出者が希望しているので、会議録に残して良いと思います。

川砂智行（事務局：副主査）

全て会議録に残ります。

寺嶋均（委員長）

その他、何かありますか。

柴田圭子（委員）

今日、会議で決した広報の仕方や、情報公開の件は、ごみ処理基本計画検討委員会と共有しなければならない部分だと思いますが、こちらから「足並みを揃えませんか」という働き掛けをしますか。

高橋康夫（事務局：主幹）

私は、両検討委員会の事務局を兼ねていますので、私からごみ処理基本計画検討委員会に働き掛けをします。

柴田圭子（委員）

お願いします。

川砂智行（事務局：副主査）

ここで、会議の日程調整をお願いします。

9月以降の会議開催の日程が未定なので、本日、9月、10月分の2か月分の会議開催日程を決めたいと思います。

基本が第4日曜日午後1時からの開催なので、9月は22日、10月は27日になりますが、よろしいですか。

柴田圭子（委員）

ごみ処理基本計画検討委員会の次回会議が9月8日と聞いています。

その会議で、基本構想を絶対に決めていただきたいのですが、基本構想の提出を受け、出来るだけ速やかにということ、翌週の9月15日はどうでしょうか。

川砂智行（事務局：副主査）

基本構想を提出していただいた後に作成する資料があります。

柴田圭子（委員）

少なくとも2週間位は空けたほうが良いですか。

川砂智行（事務局：副主査）

はい。

柴田圭子（委員）

出来るだけ、早く開催して貰いたいと思いますが。

岩井邦夫（委員）

既に第4日曜日で予定を組んでいるので、出来れば、第4日曜日にして欲しいです。

川砂智行（事務局：副主査）

それでは、9月22日（日）午後1時、10月27日（日）、午後1時からお願いします。

また、報告ですが、ふじみ衛生組合への先進地視察は、11月12日（火）、で先方と日程調整しました。

寺嶋均（委員長）

本日の会議録、委員の氏名を記載することによろしいでしょうか。

（「異議なし」との発言あり）

次第10 閉会

寺嶋均（委員長）

大変ご苦労様でした。

ありがとうございました。

平成25年8月25日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会（第5回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 25 年 10 月 4 日

委 員 長 寺嶋均

会議録署名委員 黒須良次

会議録署名委員 玉野辰弘